

▲モバイルアクセスサービス契約約款 (平成14年経企第938号)

実施 平成14年10月18日

目次

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第2条の2 約款の公表	5
第3条 用語の定義	5
第2章 モバイルアクセスサービスの種別等	7
第3条の2 モバイルアクセスサービスの種別	7
第4条 モバイルアクセスサービスの区分	7
第4条の2 モバイルアクセスサービスの通信モード	7
第3章 モバイルアクセスサービスの提供区間	8
第5条 モバイルアクセスサービスの提供区間	8
第4章 契約	8
第6条 契約の単位	8
第7条 モバイルアクセスサービス区域	8
第8条 モバイルアクセス契約申込の方法	8
第9条 モバイルアクセス契約申込の承諾	8
第9条の2 削除	9
第9条の2の2 最低利用期間	9
第9条の3 番号ポータビリティ	9
第10条 モバイルアクセス回線番号	9
第10条の2 請求によるモバイルアクセス回線番号の変更	9
第11条 移動無線装置の機種の変更	10
第11条の2 その他の契約内容の変更	10
第12条 利用権の譲渡	10
第13条 モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除	11
第14条 当社が行うモバイルアクセス契約の解除	11
第5章 付加機能	12
第14条の2 付加機能の提供	12
第6章 モバイルアクセス回線番号の登録等	12
第1節 モバイルアクセス回線番号の登録	12
第15条 削除	12
第16条 削除	12
第2節 契約者カードの貸与	12
第16条の2 契約者カードの貸与	12
第16条の3 モバイルアクセス回線番号の登録等	12
第16条の4 契約者カードの返還	12
第7章 利用中止等	12
第17条 利用中止	12
第18条 利用停止	13
第18条の2 利用限度額の設定	14
第19条 提供休止	14
第8章 通信	15

第20条 通信利用の制限	15
第20条の2 情報量の測定	16
第20条の3 接続通信時間の測定	16
第9章 料金等	16
第1節 料金及び工事に関する費用	16
第21条 料金及び工事に関する費用	16
第2節 料金等の支払義務	16
第21条の2 利用料の支払義務	16
第22条 同上	17
第22条の2 削除	17
第22条の3 利用料の支払義務	17
第22条の4 同上	18
第23条 手続きに関する料金の支払義務	19
第23条の2 工事費の支払義務	19
第23条の3 初期契約解除に係る取扱い	19
第3節 料金の計算等	20
第24条 料金の計算方法等	20
第4節 預託金	20
第25条 預託金	20
第5節 割増金及び延滞利息	20
第26条 割増金	20
第27条 延滞利息	20
第10章 保守	21
第28条 モバイルアクセス契約者の維持責任	21
第29条 モバイルアクセス契約者の切分責任	21
第30条 修理又は復旧の順位	21
第11章 損害賠償	22
第31条 責任の制限	22
第32条 免責	22
第12章 雑則	23
第33条 発信者番号通知	23
第34条 承諾の限界	23
第35条 モバイルアクセスサービスの廃止	23
第36条 利用に係るモバイルアクセス契約者の義務	23
第37条 削除	
第38条 技術資料の閲覧	24
第39条 モバイルアクセス契約者の氏名等の通知	24
第39条の2 削除	24
第39条の3 削除	24
第39条の4 電気通信事業者への情報の通知	24
第40条 法令に規定する事項	24
第40条の2 個人情報の取扱い	24
第40条の3 本人特定事項の取扱い	24
第41条 閲覧	24
第41条の2 国際アウトローミングの利用等	24
第41条の3 時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤ ルサービス	24
第41条の4 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が 提供する電報サービスの利用等	25

第41条の5 相互接続番号案内	25
第41条の6 特約	26
第13章 附帯サービス	26
第42条 附帯サービス	26
別記	
1 モバイルアクセスサービスの提供区間	27
2 モバイルアクセス契約者の地位の承継	27
3 モバイルアクセス契約者の氏名等の変更の届出	27
4 契約事業者	27
4の2 ボイスモードの通信に係る契約	27
4の3 削除	28
5 契約者回線への自営端末設備の接続	28
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	28
6の2 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	29
6の3 自営端末設備の電波法に基づく検査	29
7 契約者回線への自営電気通信設備の接続	29
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	29
8の2 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	29
8の3 自営電気通信設備の電波法に基づく検査	30
8の4 電気通信役務契約等状況報告等	30
9 当社の維持責任	30
9の2 個人情報の開示	30
9の3 本人特定事項の照会	30
10 モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等	30
10の2 削除	30
10の3 料金明細内訳の閲覧	30
10の4 削除	31
10の5 削除	31
10の6 端末サポートサービスの提供	31
10の7 利用権に関する事項の証明	32
11 支払証明書等の発行	32
12 新聞社等の基準	32
料金表	
通則	34
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	37
第1 利用料	37
第2 手続きに関する料金	80
第3 相互接続番号案内に関する料金	82
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きま す。））	83
第3表 附帯サービスに関する料金	84
第1 削除	84
第2 削除	84
第3 利用権に関する事項の証明手数料	84
第4 支払証明書等の発行手数料	84
第5 削除	84
第6 削除	84
第7 削除	84
第8 削除	84

別表1	モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限り。） の基本機能.....	85
別表2	国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者.....	88
別表3	通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミ ングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域.....	108
別表4	国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域.....	111
附則	114

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このモバイルアクセスサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりモバイルアクセスサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、モバイルアクセスサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

(約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のホームページその他当社が別に定める方法により、この約款を公表します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 モバイルアクセス網	(1) 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号又は音響の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） (2) SC-FDMA方式、OFDMA方式又はDS-CDMA方式により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備
4 モバイルアクセスサービス	モバイルアクセス網を使用して行う電気通信サービス
5 モバイルアクセスサービス取扱所	(1) モバイルアクセスサービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりモバイルアクセスサービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属モバイルアクセスサービス	そのモバイルアクセスサービスの契約事務を行うモバイルアクセスサービス取扱所

ス取扱所	
7 モバイルアクセス契約	当社からモバイルアクセスサービスの提供を受けるための契約
8 モバイルアクセス契約者	当社とモバイルアクセス契約を締結している者
9 契約事業者	電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）であって、別記4に規定する契約約款等に基づき電気通信役務を提供する者
10 移動無線装置	陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナ及び無線送受信装置
11 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
12 契約者回線	モバイルアクセス契約に基づいて当社（別記4に掲げる契約事業者を含みます。）の無線基地局設備とモバイルアクセス契約者が指定する移動無線装置（当社が指定するものに限ります。）との間に設定される電気通信回線
13 端末設備	契約者回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	モバイルアクセス契約者が設置する端末設備（当社が別に定めるところにより売切りをした端末設備を含みます。）
15 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 契約者カード	モバイルアクセス回線番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がモバイルアクセスサービスの提供のために契約者に貸与するもの
17 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件（以下「技術的条件」といいます。）
18 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
19 削除	削除
20 削除	削除
21 削除	削除
22 モバイルアクセス契約群識別番号	モバイルアクセス契約者が指定する同一名義のモバイルアクセス回線番号（同一の種別に係るものに限ります。）から構成されるグループを識別するための番号

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等
(モバイルアクセスサービスの種別)

第3条の2 モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
カテゴリーX	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸FOMAサービス又は卸Xiサービスを利用して提供するもの
カテゴリーG	オレンジビジネスサービスジャパン株式会社のMachine to Machineサービスを利用して提供するもの
カテゴリーW	株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービスを利用して提供するものであって、カテゴリーX以外のもの

(モバイルアクセスサービスの区分)

第4条 モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限り。）には、次の区分があります。

区 分	内 容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	付加機能として簡易メール（SMS）機能を提供するもの
備考 モバイルアクセス契約者は、タイプ1とタイプ2との間の相互の変更を請求することができません。	

(モバイルアクセスサービスの通信モード)

第4条の2 モバイルアクセスサービスには、次の通信モードがあります。

通信モード	内 容
データモード	符号の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの
ボイスモード	音響の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの
64kb/sデジタルモード	回線交換方式により64kb/s以下で符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うことができるもの
備考	
1 当社は、カテゴリーX及びカテゴリーGに係るモバイルアクセスサービスに限り、データモードを提供します。	
2 当社は、カテゴリーWに係るモバイルアクセスサービスに限り、ボイスモードを提供します。	
3 当社はカテゴリーWに係るモバイルアクセスサービスに限り、64kb/sデジタルモードを提供します。	

- 2 削除
- 3 削除

第3章 モバイルアクセスサービスの提供区間
(モバイルアクセスサービスの提供区間)

第5条 当社は、モバイルアクセスサービスを別記1に定める提供区間において提供します。

第4章 契約
(契約の単位)

第6条 当社は、1のモバイルアクセス回線番号ごとに1のモバイルアクセス契約を締結します。この場合、モバイルアクセス契約者は、1のモバイルアクセス契約につき1人に限ります。

(モバイルアクセスサービス区域)

第7条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより、モバイルアクセスサービス区域を設定します。

(モバイルアクセス契約申込の方法)

第8条 モバイルアクセス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりモバイルアクセス契約の申込みを行っていただきます。

- (1) モバイルアクセスサービスの種別及び区分
- (2) 移動無線装置の機種
- (3) 料金表第1表(料金)に規定するモバイルアクセスサービスのコース区分
- (4) モバイルアクセスサービスの利用目的
- (5) 削除
- (6) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(モバイルアクセス契約申込の承諾)

第9条 当社は、モバイルアクセス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) モバイルアクセスサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第18条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第25条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (5) モバイルアクセス契約の申込みをした者が、第36条(利用に係るモバイルアクセス契約者の義務)の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 削除
- (7) 削除
- (8) カテゴリーX又はカテゴリーGに係るものにあつては、次の場合に該当するとき。
ア モバイルアクセス契約の申込みをした者が、法人(法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。)でないとき。
イ モバイルアクセスサービスの利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であつて、法人以外の者への提供であるとき。
- (9) カテゴリーWに係るものにあつては、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約(タイプ6-3に係るものであつて、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るもの

- に限りません。)を同時に利用しないとき。
- (10) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、カテゴリX又はカテゴリGに係るモバイルアクセス契約の申込みの場合において、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるときは、そのモバイルアクセス契約の申込みを承諾しません。

**第9条の2 削除
(最低利用期間)**

第9条の2の2 モバイルアクセスサービス(カテゴリWに係るものに限りません。以下この条において同じとします。)には、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、モバイルアクセスサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月までとします。
- 3 モバイルアクセス契約者は、最低利用期間内にモバイルアクセス契約の解除等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(番号ポータビリティ)

第9条の3 モバイルアクセス契約者(カテゴリWに係る者に限りません。)は、モバイルアクセス契約の申込みの際に、携帯電話・PHS番号ポータビリティ(電気通信番号を変更することなく、電気通信サービス(携帯電話等契約又はPHS等契約に係るものに限りません。)の提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)を希望するときは、その旨を当社が指定する方法により申し出ていただきます。

(モバイルアクセス回線番号)

第10条 モバイルアクセス回線番号は、当社が定めることとします。

- 2 当社は、次に掲げる場合のほか、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、モバイルアクセス回線番号を変更することがあります。この場合において、当社は、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。
- (1) 第11条(移動無線装置の機種の変更)の規定による場合
- (2) 第30条(修理又は復旧の順位)の規定による場合

(請求によるモバイルアクセス回線番号の変更)

第10条の2 モバイルアクセス契約者(カテゴリWに係る者に限りません。以下この条において同じとします。)は、迷惑通信(いたづら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用しているモバイルアクセス回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、モバイルアクセス回線番号の変更の請求をすることができます。

- 2 モバイルアクセス契約者は、前項の規定によりモバイルアクセス回線番号を変更の請求をするときは、所属モバイルアクセスサービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っているモバイルアクセス契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。
- 4 当社は、モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス回線番号の変更の請求に当たって事実と異なる記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(移動無線装置の機種の変更)

第11条 モバイルアクセス契約者は、移動無線装置の機種を変更（第11条の2（その他の契約内容の変更）に規定する変更により移動無線装置の機種が変更となる場合を含みます。）するときは、その内容について契約事務を行うモバイルアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の届出によりそのモバイルアクセス契約に係るモバイルアクセス回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第9条（モバイルアクセス契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当するときはその変更を行わないことがあります。

3 前項ただし書の場合において、モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、そのモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。

(その他の契約内容の変更)

第11条の2 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、第8条（モバイルアクセス契約申込の方法）第1項第1号（モバイルアクセスサービスの種別に限ります。）及び第3号から第6号までに規定する契約内容の変更を行います。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は第9条（モバイルアクセス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡)

第12条 利用権（モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約に基づいてモバイルアクセスサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属モバイルアクセスサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者が、モバイルアクセスサービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 利用権を譲り受けようとする者が、第18条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、モバイルアクセスサービスの利用を停止されている又はモバイルアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) 利用権を譲り受けようとする者が、第25条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(4) 利用権を譲り受けようとする者が、第36条（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(5) 削除

(6) 削除

(7) カテゴリーX又はカテゴリーGに係るものにあつては、次の場合に該当するとき。

ア 利用権を譲り受けようとする者が、法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。以下本号において同じとします。）でないとき。

イ 利用権を譲り受けようとする者の利用目的が、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスの提供の場合であつて、法人以外の者への提供であるとき。

ウ その利用権の譲渡により、1のモバイルアクセス契約群識別番号に異なる名

義のモバイルアクセス回線番号が属することとなるとき。

(8) カテゴリーWに係るものにあつては、利用権を譲り受けようとする者が、当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3に係るものであつて、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限りま

す。）を同時に利用しないとき。

(9) その他当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 利用権の譲渡があつたときは、譲受人は、モバイルアクセス契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。

（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）

第13条 当社は、モバイルアクセス契約者がモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属モバイルアクセスサービス取扱所に書面により通知していただきます。

2 前項の場合において、モバイルアクセスサービス契約者（カテゴリーWに係るものに限りま

す。）が携帯電話・PHS番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出てください。

3 当社は、前項の規定により申出があつたときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの

手続きに必要となる番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

4 前項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理して頂きます。

5 前項までに規定するほか、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限りま

す。）は、事業法第26条の3第1項に規定する書面によるモバイルアクセス契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。

（当社が行うモバイルアクセス契約の解除）

第14条 当社は、第18条（利用停止）の規定によりモバイルアクセスサービスの利用を停止されたモバイルアクセス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その

モバイルアクセス契約を解除することがあります。

2 当社は、モバイルアクセス契約者が第18条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、モバイルアクセスサービスの利用停止をしないでそのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

3 前項に規定するほか、卸電気通信役務を利用して当社が提供するモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限りま

す。）にあつては、当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限りま

す。）が第18条第1項第1号の規定に該当し、そのことについて当社が督促を行つてもなおその事実を解消しない場合は、第1項の規定にかかわらず、モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限りま

す。）の利用停止をしないでそのモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限りま

す。）を解除します。

4 当社は、次に掲げるモバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセスサービスと同時に利用していた次に掲げる当社の電気通信サービスの契約の解除等を行った場合は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

(1) 削除

(2) 削除

(3) カテゴリーWに係る者

当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3に係るものであつて、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限りま

す。）

5 前4項に規定するほか、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限り

ます。)に提供したモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに限ります。)について、警察職員等の捜査機関より犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、そのモバイルアクセス契約を解除することがあります。

- 6 当社は、前5項の規定により、そのモバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第14条の2 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、料金表第1表に別段の定めがある場合はこの限りでありませぬ。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第9条(モバイルアクセス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第6章 モバイルアクセス回線番号の登録等

第1節 モバイルアクセス回線番号の登録

第15条 削除

第16条 削除

第2節 契約者カードの貸与

(契約者カードの貸与)

第16条の2 当社は、モバイルアクセス契約者へ契約者カードを貸与します。この場合において、貸与する契約者カードの数は、1のモバイルアクセス契約につき1とします。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する契約者カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(モバイルアクセス回線番号の登録等)

第16条の3 当社は、次の場合には、契約者カードについてモバイルアクセス回線番号の登録等を行います。

- (1) 契約者カードを貸与するとき。
(2) その他契約者カードの貸与を受けているモバイルアクセス契約者からモバイルアクセス回線番号の登録等を要する請求があったとき。

- 2 前項の規定によるほか、第10条(モバイルアクセス回線番号)第2項、第11条(移動無線装置の機種の変更)又は第30条(修理又は復旧の順位)の規定により、モバイルアクセス回線番号を変更する場合の取扱いについては、前項の規定に準ずるものとします。

(契約者カードの返還)

第16条の4 契約者カードの貸与を受けているモバイルアクセス契約者は、次の場合には、その契約者カードを当社が指定するモバイルアクセスサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

- (1) そのモバイルアクセス契約の解除があったとき。
(2) その他契約者カードを利用しなくなったとき。

第7章 利用中止等

(利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、そのモバイルアクセスサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

- (2) 第20条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりモバイルアクセスサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第18条 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（モバイルアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) モバイルアクセスサービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 当社が別に定めるところにより行うモバイルアクセス契約者の氏名等の変更の届出に当たって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) モバイルアクセス契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のモバイルアクセス契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第36条（利用に係るモバイルアクセス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (6) 契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (8) 第25条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (9) 削除
- (10) 削除
- (11) カテゴリーWに係るものにあつては、次の場合に該当するとき。
モバイルアクセス契約者が、当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第2種契約（タイプ6-3に係るものであつて、音声通話機能付き契約者カードの利用に係るものに限り、）を同時に利用していないことを当社が知ったとき。
- (12) モバイルアクセス契約者（料金表第1表に規定するカテゴリーXの200K定額コースに係る者に限り、）が1の料金月に行った通信における通信量が当社所定の基準を超過したとき。
- (13) 前12号のほか、この約款の規定に反する行為であつて、モバイルアクセスサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

- 2 前項に規定するほか、当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限り、）が次に掲げる事項（当社が別に定める規定に係るものに限り、）について、事実を告げず、又は不実のことを告げること等により、当社が別に定める書面を当社の責によらず交付（当社が別に定める場合に限り、）することができない場合、そのモバイルアクセス契約者に対し、当該事項の確認を行うことがあります。この場合において、連絡がつかない等の理由により、料金について支払を怠るおそれがあると当社が判断した場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止するこ

とがあります。

- (1) モバイルアクセス契約者の氏名又は名称
- (2) モバイルアクセス契約者の住所又は居所
- (3) その他モバイルアクセスサービスの提供に必要な事項

3 前2項に規定するほか、当社が別に定める通信について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、その通信を継続して行うことについてモバイルアクセスサービスの提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その通信を停止することがあります。

4 当社は、第1項及び第3項の規定によりモバイルアクセスサービスの利用停止（前項の規定により、モバイルアクセスサービスの一部の利用を停止する場合を含みます。以下同じとします。）をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をモバイルアクセス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注1) 本条第2項の当社が別に定める規定は、第8条（モバイルアクセス契約申込の方法）、第12条（利用権の譲渡）、別記2（モバイルアクセス契約者の地位の承継）及び別記3（モバイルアクセス契約者の氏名等の変更の届出）とします。

(注2) 本条第2項の当社が別に定める書面は、事業法第26条の2（書面交付）の規定に基づき当社が交付する書面とします。

(注3) 本条第2項の当社が別に定める場合は、当社が郵便、信書便、電報その他の対面することなく書面を交付する手段で交付した書面が到達する場合とします。

（利用限度額の設定）

第18条の2 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）が当社に支払うべき音声通信利用料（通信のうち本邦と外国との間で行われるものに係るものに限ります。以下この条において同じとします。）及び国際アウトローミング利用料の1の料金月における累計額（既に当社に支払われた額を除いた額とします。）について、それぞれ限度額（以下「利用限度額」といいます。）を設定することがあります。

2 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

3 モバイルアクセス契約者は、第1項に規定する音声通信利用料又は国際アウトローミング利用料の1の料金月における累計額が利用限度額を超えたことを当社が確認したときから、当該料金月の末日までの間、通信のうち本邦と外国との間で行われるもの又は国際アウトローミングを利用することはできません。

4 モバイルアクセス契約者は、第1項の規定により利用限度額を設定された場合であっても、前項の利用限度額を超えた部分に係る料金その他の債務については、支払いを要します。

(注) 本条第2項の当社が別に定める額は、音声通信利用料については2万円とし、料金表に定める国際アウトローミング利用料については5万円とします。

（提供休止）

第19条 当社は、契約事業者との契約の解除、契約事業者の契約約款等の廃止又は契約事業者の電気通信事業の休止若しくは廃止により、モバイルアクセス契約者がモバイルアクセスサービスを全く利用できなくなったときは、そのモバイルアクセスサービスについて提供休止（そのモバイルアクセスサービスに係る電気通信設備及びモバイルアクセス回線番号を他に転用することを条件としてそのモバイルアクセスサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのモバイルアクセスサービスについて、モバイルアクセス契約者からモバイルアクセス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、提供休止しようとするときは、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。

- 3 第1項の提供休止の期間は、その提供休止をした日から起算して1年間とし、その提供休止の期間を経過した日において、そのモバイルアクセス契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。

第8章 通信

(通信利用の制限)

第20条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）を、当社及び契約事業者が別に定めるところによりとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記12の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 モバイルアクセス契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。
- (1) 通信が著しくふくそうした場合であって特定の地域への通信の利用を制限したとき。
 - (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき。
 - (3) 協定事業者（契約事業者と相互接続協定（契約事業者が契約事業者以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第29条第1項第11号に規定する卸電気通信役務に係るもの及び第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）が提供する電気通信サービスへの通信を行う場合に、その電気通信サービスの提供条件等によりその着信が制限されるとき。
- 3 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービス区域内であっても車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合（通信速度が低下する場合を含みます。）があります。

4 削除

4の2 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限り、）に係る通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

4の3 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者であって、料金表第1表（料金（付帯サービスの料金を除きます。））第1（利用料）1（適用）（25）（契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引）又は（26）（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引）の割引を利用している者に限り、）が連続して5時間以上通信（ボイスモードに係るものに限り、）を行なった場合には、その通信を切断することがあります。

5 削除

6 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、モバイルアクセス契約者からの閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。

7 前項に規定する閲覧の制限により、モバイルアクセス契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

8 当社は、モバイルアクセス契約者が行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、モバイルアクセスサービスの利用を制限することがあります。

9 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、モバイルアクセスサービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

（情報量の測定）

第20条の2 モバイルアクセスサービスに係る課金対象パケット（制御信号等のうちデータとみなされるものを含みます。以下同じとします。）の情報量の測定については、当社（契約事業者を含みます。）の機器により測定します。

（接続通信時間の測定）

第20条の3 モバイルアクセスサービスに係る接続通信時間（契約者回線から料金表通則に規定する通信の相手先への接続時間をいいます。以下同じとします。）の測定については、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第21条 当社が提供するモバイルアクセスサービスの料金は、利用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するモバイルアクセスサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料は、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に応じて、定額利用料、データ通信利用料、音声通信利用料、付加機能利用料、ユニバーサルサービス料及び契約事業者着信機能料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

（利用料の支払義務）

第21条の2 モバイルアクセス契約者（カテゴリーXに係る者に限り、）は、そのモバイルアクセス契約に基づいて当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して、モバイルアクセス契約の解

除があった日の前日までの期間（モバイルアクセスサービスの提供を開始した日とモバイルアクセス契約の解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、利用料（定額利用料及びユニバーサルサービス料に限ります。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、モバイルアクセスサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、モバイルアクセス契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、モバイルアクセス契約者は、次の場合を除き、モバイルアクセスサービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により、そのモバイルアクセスサービスを全く利用できない状態（そのモバイルアクセス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのモバイルアクセスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金
3 モバイルアクセスサービスの提供休止をしたとき。	提供休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第22条 前条の規定によるほか、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が測定した情報量（そのモバイルアクセス契約者以外の者が行った通信により生じた情報量を含みます。）と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定した利用料（データ通信利用料及び付加機能利用料に限ります。）の支払いを要します。

2 前項に規定する利用料について当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別な事情があるときは、モバイルアクセス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第22条の2 削除

第22条の3 モバイルアクセス契約者（カテゴリーGに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、そのモバイルアクセス契約（カテゴリーGに係るも

のに限ります。以下この条において同じとします。)に係る契約者カードが当社の別に定める状態になった料金月(以下この項において課金開始月といいます。)から起算して、そのモバイルアクセス契約の解除があった日の属する料金月までの期間(課金開始月及びモバイルアクセス契約の解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、1か月間とします。)について、定額利用料の支払いを要しません。

- 2 モバイルアクセス契約者は、そのモバイルアクセス契約に基づいて当社がモバイルアクセスサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して、そのモバイルアクセス契約の解除があった日の属する料金月までの期間(モバイルアクセスサービスの提供を開始した日の属する料金月とモバイルアクセス契約の解除があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、1か月間とします。)について、契約事業者着信機能料の支払いを要します。
- 3 前項の期間において、モバイルアクセスサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。
 - (1) 利用停止があったときは、モバイルアクセス契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、モバイルアクセス契約者は、次の場合を除き、モバイルアクセスサービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により、そのモバイルアクセスサービスを全く利用できない状態(そのモバイルアクセス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのモバイルアクセスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金
3 モバイルアクセスサービスの提供休止をしたとき。	提供休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのモバイルアクセスサービスについての料金

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 第22条の4** モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条において同じとします。)は、そのモバイルアクセス契約(カテゴリーWに係るもの)に限ります。以下この条において同じとします。)に基づいて当社がモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るもの)に限ります。以下この条において同じとし

ます。)の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。)について、当社が提供するモバイルアクセスサービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定するモバイルアクセス契約に係る定額利用料、付加機能利用料及びユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1)第13条(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)第5項に規定する初期契約解除があった場合

(2)料金表に別段の定めがある場合

- 2 モバイルアクセス契約者は、ボイスモードによる通信及び国際アウトローミングによる通信(そのモバイルアクセス契約者以外の者が行ったものを含みます。)について、当社が測定した情報量及び接続通信時間並びに料金表第1表の規定(料金(附帯サービスの料金を除きます。))とに基づいて算定した音声通信利用料及び国際アウトローミング利用料の支払いを要します。この場合において、国際アウトローミング利用料の算定に係る通信時間、情報量又は通信回数は、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者又は当社の機器により測定します。
- 3 第1項の場合において、モバイルアクセスサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、第21条の2(利用料の支払義務)第2項の規定に準じて取り扱います。
- 4 第2項に規定する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別な事情があるときは、モバイルアクセス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 5 前4項の規定にかかわらず、モバイルアクセス契約者は、協定事業者が料金設定を行うものについては、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより料金の支払いを要します。
- 6 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第23条 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、モバイルアクセス回線番号の登録等の完了前にそのモバイルアクセス契約の解除又は当該請求等の取消しがあったときはこの限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第23条の2 モバイルアクセス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、モバイルアクセス契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の着手前にそのモバイルアクセス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、モバイルアクセス契約者は、工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、モバイルアクセス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(初期契約解除に係る取扱い)

第23条の3 第13条(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)

第5項に規定する初期契約解除を行った場合において、モバイルアクセス契約者は、初期契約解除までの期間に提供を受けた電気通信役務に対して支払うべき金額、及びその他の当該契約に関して支払うべき金額を負担していただきます。この場合において、モバイルアクセス契約者が支払うべき金額は、事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とし、モバイルアクセスサービスに係る料金及びその他の債務と同額とします。

- 2 番号ポータビリティを伴うモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。）の初期契約解除に伴い第13条第2項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときは、モバイルアクセス契約者は、前項のほか、料金表第1表第2（手続きに関する料金）に規定する携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料を負担していただきます。

第3節 料金の計算等

（料金の計算方法等）

第24条 料金の計算方法及び支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 預託金

（預託金）

第25条 モバイルアクセス契約者又は利用権の譲渡による譲受人は、次の場合には、モバイルアクセスサービスの利用に先立って（利用権の譲渡の場合はその承認に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) モバイルアクセス契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 利用権の譲渡の承認を請求したとき。
 - (3) 第18条（利用停止）第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除される時。
- 2 預託金の額は、1のモバイルアクセス契約当たり10万円以内の額で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、モバイルアクセス契約の解除等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、当該契約に係る預託金を返還します。この場合において、モバイルアクセス契約者とそのモバイルアクセス契約に基づき支払うべき額があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第5節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第26条 モバイルアクセス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第27条 モバイルアクセス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。

- 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けているモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この項において同じとします。）について、モバイルアクセス契約者とそのモバイルアクセス契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、そのモバイルアクセス契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第10章 保守

(モバイルアクセス契約者の維持責任)

第28条 モバイルアクセス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項に規定するほか、モバイルアクセス契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(モバイルアクセス契約者の切分責任)

第29条 モバイルアクセス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、当社は、モバイルアクセスサービス取扱所において試験を行い、その結果をモバイルアクセス契約者にお知らせします。
- 3 モバイルアクセス契約者は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、モバイルアクセス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、その派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第30条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第20条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 水防機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 消防機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 災害救助機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 警察機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 防衛機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 選挙管理機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 別記12の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関とのモバイルアクセス契約に係るもの

	預貯金業務を行う金融機関とのモバイルアクセス契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関とのモバイルアクセス契約に係るもの（第1 順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社（契約事業者を含みます。）の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのモバイルアクセスサービスに係る電気通信設備又はモバイルアクセス回線番号を変更することがあります。

第11章 損害賠償

（責任の制限）

第31条 当社は、モバイルアクセスサービスを提供すべき場合において、当社（契約事業者を含みます。）の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのモバイルアクセスサービスが全く利用できない状態（そのモバイルアクセス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのモバイルアクセス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、モバイルアクセスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモバイルアクセスサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）第1（利用料）に規定する利用料（月額で定める料金に限り）。

(2) 前号に規定する料金以外の利用料（モバイルアクセスサービスが全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

ただし、付加機能利用料（料金表第1表に規定する国際ローミング機能又は簡易メール（SMS）機能（モバイルアクセスサービス区域内から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの又は国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するものに限り）に係るものに限り）についてはこの限りではありません。

3 当社の故意又は重大な過失によりモバイルアクセスサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第32条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている情報等の内容が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社（契約事業者を含みます。）の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（モバイルアクセスサービス取扱所に設置する交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社（契約事業者を含みます。）が設置する電気通信回線設備に接続されている自営

端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第12章 雑則

(発信者番号通知)

第33条 当社は、移動無線装置からの通信については、そのモバイルアクセスサービスに係るモバイルアクセス回線番号を通信の相手先へ通知します。

ただし、通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルし、又は番号を通知しない旨の信号を送出した場合(当社が別に定める場合を除きます。)には、モバイルアクセス回線番号を通知しません。

(承諾の限界)

第34条 当社は、モバイルアクセス契約者から自営端末設備の接続その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のモバイルアクセスサービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(モバイルアクセスサービスの廃止)

第35条 当社は、技術仕様の変更等によりモバイルアクセスサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりモバイルアクセスサービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめモバイルアクセス契約者に通知します。

(利用に係るモバイルアクセス契約者の義務)

第36条 モバイルアクセス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)に登録されているモバイルアクセス回線番号その他の情報(当社が別に定めるものを除きます。)を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
 - (3) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、通信を行わないこと。
 - (4) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為を行わないこと。
 - (5) 未成年者にモバイルアクセスサービス(付加機能(料金表第1表(料金)に定めるインターネット接続制限機能に限ります。)を利用していない場合に限り)を利用させないこと。
 - (6) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信すること。
 - (7) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出しないこと。
 - (8) (7)までに規定するほか、利用に係るモバイルアクセス契約者の義務については、当社のIP通信網サービス契約約款に定める契約者(ボイスモードの通信を行うことができるサービスの提供を受ける者に限り)の義務に準じるものとします。
- 2 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセス契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を負担していただきます。
- 3 モバイルアクセス契約者(カテゴリーX又はカテゴリーGに係る者に限り)は、そのモバイルアクセスサービスを利用した電気通信サービスを法人(法人に相

当すると当社が認めるものを含みます。) 以外の者へ提供しないものとします。

第37条 削除

(技術資料の閲覧)

第38条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、モバイルアクセスサービスを利用するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(モバイルアクセス契約者の氏名等の通知)

第39条 当社は、契約事業者（モバイルアクセスサービスの契約者回線に係る無線基地局設備を設置する者に限ります。）から請求があったときは、モバイルアクセス契約者の氏名及び住所等をその契約事業者へ通知することがあります。

2 前項に規定するほか、当社は、国際電気通信事業者（契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）のXiサービス契約約款に規定する者をいいます。）からモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この項において同じとします。）の氏名等の通知の請求があった場合は、そのモバイルアクセス契約者の氏名、住所及びモバイルアクセス回線番号等をその国際電気通信事業者へ通知することがあります。

第39条の2 削除

第39条の3 削除

(電気通信事業者への情報の通知)

第39条の4 モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係るものに限ります。）は、携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、モバイルアクセス回線番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・PHS番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(法令に規定する事項)

第40条 モバイルアクセスサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9までに定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第40条の2 当社は、モバイルアクセスサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記9の2及び当社が別に定めるところによります。

(本人特定事項の取扱い)

第40条の3 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに限ります。）の提供にあたり、当社が取得する本人特定事項（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年4月15日法律第31号）に定めるものをいいます。以下同じとします。）の取扱いについては、別記9の3に定めるところによります。

(閲覧)

第41条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第41条の2 削除

(時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス)

第41条の3 モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、次表に規定する時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービスを利用することができます。

区 別	内 容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス	171

2 モバイルアクセス契約者は、前項に規定する時報サービス、天気予報サービス又は災害用伝言ダイヤルサービスを、ボイスモードにより利用することができます。

3 当社は、時報サービス又は天気予報サービスに係る通信について、時報又は天気予報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。

4 モバイルアクセス契約者の時報サービス、天気予報サービス又は災害用伝言ダイヤルサービスの利用に係る通信の料金については、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））に定めるその者の契約者回線から別記4の2に定める加入電話等契約への通信を行った場合の音声通信利用料を適用するものします。

（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する電報サービスの利用等）

第41条の4 モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2 モバイルアクセス契約者は、当社が前項の規定により電報を利用した場合（電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービスに係る債権を東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。

3 前項の場合において、当社は、モバイルアクセス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

4 第2項の規定により当社が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から譲り受けた債権については、第24条（料金の計算等）から第27条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取扱います。

5 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセス契約者以外の者がそのモバイルアクセス契約者に係る契約者回線から利用した電報サービスに係る料金についても支払いを要するものとし、その利用により生じた債権については、前4項の規定に準じて取り扱います。

（相互接続番号案内）

第41条の5 モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、そのモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この条において同じとします。）に係る電気通信設備から、相互接続番号案内（相互接続点を介して別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 モバイルアクセス契約者は、相互接続番号案内を利用した場合、相互接続番号案内を利用のつど、料金表第1表第3（相互接続番号案内に関する料金）に規定する相互接続番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

（特約）

第41条の6 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第13章 附帯サービス

（附帯サービス）

第42条 モバイルアクセスサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から11までに（その料金については、その附帯サービスの態様に応じて、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に）定めるところによります。

別記

1 モバイルアクセスサービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間においてモバイルアクセスサービスを提供します。

- (1) 契約者回線の終端相互間
- (2) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント（モバイルアクセス網とモバイルアクセス網以外の当社の電気通信サービスに係る網との接続点をいいます。）との間
- (3) 契約者回線の終端と、モバイルアクセス網と契約事業者との接続点又は相互接続点（モバイルアクセス網と協定事業者の電気通信回線設備との接続点をいいます。以下同じとします。）との間
- (4) 契約者回線の終端とインターネット接続点との間
- (5) 契約者回線の終端と外国との間

2 モバイルアクセス契約者の地位の承継

- (1) 第12条（利用権の譲渡）に規定するほか、モバイルアクセス契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権の全てを承継させるものに限ります。以下この別記2において同じとします。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、そのモバイルアクセス契約者の地位を承継するものとします。
- (2) (1)に規定するほか、モバイルアクセス契約者は、相続又は合併若しくは分割によりモバイルアクセス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人から、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属モバイルアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) 当社は、(3)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 モバイルアクセス契約者の氏名等の変更の届出

- (1) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセス契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに所属モバイルアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 契約事業者

- (1) 携帯電話等契約に係る者

契約事業者の名称	関係する契約約款等の名称
株式会社NTTドコモ	卸携帯電話サービス契約約款
オレンジビジネスサービスジャパン株式会社	Machine to Machineサービスに係る契約

- (2) 削除

4の2 ボイスモードの通信に係る契約

契 約	内 容
-----	-----

加入電話等契約	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いる電気通信サービス（それに付随するものを含まず。）に係る契約
携帯電話等契約	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を用いる電気通信サービスに係る契約
PHS等契約	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を用いる電気通信サービスに係る契約
削除	削除

4の3 削除

5 契約者回線への自営端末設備の接続

- (1) モバイルアクセス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
 - ウ 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難又は紛失時の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないものであるとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) モバイルアクセス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) モバイルアクセス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備について接続を中止したときは、当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、モバイルアクセス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、モバイルアクセス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を受けることを同意していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、モバイルアクセス契約者は、その自営端末設備について契約者回線への接続を中止していただきます。

6の2 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) モバイルアクセス契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、モバイルアクセス契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

6の3 自営端末設備の電波法に基づく検査

別記6の2（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記6の2第2項及び第3項の規定に準ずるものとしします。

7 契約者回線への自営電気通信設備の接続

- (1) モバイルアクセス契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) モバイルアクセス契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) モバイルアクセス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備について接続を中止したときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6の規定に準じて取り扱います。

8の2 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記6の2（自営端末設備の電波発射の停

止命令があった場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

8の3 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記6の3(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に準ずるものとします。

8の4 電気通信役務契約等状況報告等

当社は、電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)に基づき、モバイルアクセス契約者(MVNOである者に限ります。)の名称等を総務大臣に報告するものとします。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

9の2 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

9の3 本人特定事項の照会

当社は、第9条(モバイルアクセス契約申込の承諾)に定めるモバイルアクセス契約申込み(カテゴリーWに係るものに限ります。)の承諾、第12条(利用権の譲渡)に定める利用権(カテゴリーWに係るものに限ります。)の譲渡の承認及び第36条(利用に係るモバイルアクセス契約者の義務)に係る事実(カテゴリーWに係るものに限ります。)の確認を行うにあたっては、本人確認の用に供するために受領した本人特定事項に関する身分証明書等について、発行元の機関に対して照会(警察職員等の捜査機関を介する場合を含みます。)を行うなど、当社が必要と考える措置を講じる場合があります。

10 モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等

- (1) 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、そのモバイルアクセスサービスに係る契約者回線に接続可能な移動無線装置(備品等を含みます。以下この別記10において同じとします。)を販売します。この場合において、販売する移動無線装置の機種及び販売価格は、当社が別に定めるところによります。

(2) 削除

- (3) 当社が販売した移動無線装置については、当社が別に定める保証書により、引渡し日(郵送等で引き渡す場合は、当社が別に定める日とします。)から1年間は無料で修理します。

ただし、保証期間内であっても、次の場合は、当社は別に算定する実費の支払いを条件として修理します。

ア その故障が、モバイルアクセス契約者の責めに帰すべき事由により発生したとき。

イ その故障が、天災、事変その他不可抗力により発生したとき。

ウ その他当社が別に定める保証書に規定された事由により故障が発生したとき。

- (4) (1)から(3)までに規定するほか、移動無線装置の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第27条(延滞利息)の規定にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

10の2 削除

10の3 料金明細内訳の閲覧

- (1) 当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーGに係る者を除きます。)から

- 請求があったときは、当社のWebサイトにて、当社が指定する方法により、自営端末設備から当社が設置する料金明細内訳記録装置（料金明細内訳を記録し、閲覧に供するための装置をいいます。）に接続して料金明細内訳の閲覧を可能とします。
- (2) 料金明細内訳の閲覧の対象となるものは、料金表通則に規定する合算請求に係る全ての契約者回線とします。
- (3) モバイルアクセス契約者は、料金明細内訳の閲覧に係る契約者識別符号（モバイルアクセス契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、モバイルアクセス契約に基づきモバイルアクセス契約者に割り当てるものをいいます。）及び暗証符号に関し、利用上、管理上その他の責任を負うものとします。
- (4) 当社は、料金明細内訳の閲覧及び利用にともない発生する損害については一切の責任を負いません。
- (5) (1)から(4)までに規定するほか、料金明細の閲覧に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

10の4 削除

10の5 削除

10の6 端末サポートサービスの提供

- (1) 当社は、次に掲げるすべての申込み、届出及び請求と同時に、そのモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者を除きます。以下この別記10の6において同じとします。）から請求があったときは、その移動無線装置（当社が別に定める機種に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）について端末サポートサービスを提供します。この場合において、モバイルアクセス契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- ア モバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものを除きます。）の申込み又は移動無線装置の機種の変更の届出
- イ その移動無線装置の購入に係る請求（別記10に規定する請求であって、当社の指定する者への請求を含みます。）
- (2) 当社は、モバイルアクセス契約者（(1)の規定により端末サポートサービスを提供される者に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）から請求があったときは、その移動無線装置に係る故障について、次表に掲げる修理等を行います。

区 分	内 容
交換サポート	その移動無線装置と同じ機種（同等の機種を含みます。）の移動無線装置との交換
備考	<p>1 削除</p> <p>2 当社は、次に掲げるとおり交換サポートを提供します。</p> <p>ア 当社は、その移動無線装置を引渡した日から3年間に於いて6回を上限として交換サポートを提供します。</p> <p>イ モバイルアクセス契約者は、交換サポートの提供を受けた場合であって、その故障した移動無線装置を当社が別に定める期限までに当社に送付しないときは、違約金として30,000円を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 当社は、そのモバイルアクセス契約が解除された場合又はその移動無線装置について機種の変更があった場合はその移動無線装置に係る交換サポートを廃止します。</p> <p>エ アからウまでに規定するほか、交換サポートに係る提供条件は、当社が別に定める保証書に定めるものとします。</p>

- 3 当社は、その移動無線装置の故障及び紛失がモバイルアクセス契約者の故意又は重過失による場合は、交換サポートを提供しません。
- 4 交換サポートに係る料金については、当社が別に定めるところによります。

(3) (1)及び(2)に規定するほか、端末サポートサービスに係る料金、交換サポートに係る料金の支払方法並びに消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第27条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱うものとします。

10の7 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、モバイルアクセスサービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア モバイルアクセス契約の申込みの承諾年月日

イ モバイルアクセス回線番号

ウ モバイルアクセス契約者（モバイルアクセス契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、別記2の規定による代表者として。）の氏名、名称又は住所若しくは居所

エ 契約者回線の終端のある場所

オ そのモバイルアクセスサービスの種別、通信モード、区分又はコース区分

カ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

キ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

ク 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

ケ その他当社が別に定める事項

(2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、モバイルアクセスサービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

11 支払証明書等の発行

(1) 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、所属モバイルアクセスサービス取扱所において、そのモバイルアクセスサービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、そのモバイルアクセスサービスに係る預託金が当社に預け入れられている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

(3) モバイルアクセス契約者は、(1)又は(2)の規定による請求をし、その支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

12 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社

	<p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。</p>
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、モバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセス契約に基づき支払う料金のうち、利用料は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとし、カテゴリGに係る利用料（定額利用料及び契約事業者着信機能料に限り、以下この条において同じとします。）について(1)から(3)までに該当する場合及びカテゴリWに係る利用料について(1)、(2)、(3)及び(5)に該当する場合には日割しません。

 - (1) 料金月の初日以外の日にモバイルアクセスサービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日にモバイルアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にモバイルアクセスサービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）し、その日にそのモバイルアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号（この規定に準じる規定を含みます。）の表の規定（通則3の規定によるものを除きます。）に該当するとき。
 - (5) 通則7の規定による起算日の変更があったとき。
- 3 通則2に規定するほか、当社は、第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定（同表の2欄の規定に限り、以下同様とします。）に該当するときは、月額料金をその利用時間に応じて分数割（1分間あたりの料金額を算定することをいいます。以下同様とします。）します。
- 4 通則2の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 通則4に規定するほか、通則3の規定による月額料金の分数割は、料金月の日数に24を乗じて得た時間数に60を乗じて得た分数により行います。この場合、第21条の2（利用料の支払義務）第2項第2号の表の2欄に規定する料金の算定に当たっては、その分数計算の単位となる1分間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。
- 6 利用料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめモバイルアクセス契約者の同意を得て、通則1の規定にかかわらず、複数の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金等の支払い)

- 9 モバイルアクセス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するモバイルアクセスサービス取扱所又は金融機関等にお

いて支払っていただきます。

9の2 当社は、モバイルアクセスサービスに係る料金については、当社の合算請求（モバイルアクセス契約群識別番号ごとのモバイルアクセスサービスの料金を合算して請求することをいいます。以下同じとします。）により、モバイルアクセス契約者に請求します。

10 モバイルアクセス契約者は、料金及び工事に関する費用を支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則9から10の規定にかかわらず、モバイルアクセス契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（過払金の相殺）

11の2 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

（前受金）

12 当社は、料金について、モバイルアクセス契約者が希望される場合には、前受金には利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（消費税相当額の加算）

13 第21条の2（利用料の支払義務）から第23条の3（初期契約解除に係る取扱い）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額（次に掲げるものを除きます。）は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

- (1) 別記10の6に規定する端末サポートサービスに係る違約金
- (2) 料金表第1表（料金）に規定する定期利用違約金及び最低利用違約金
- (3) 音声通信利用料（通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海軍衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるものに係るものに限り、）
- (4) 定額利用料及びデータ通信利用料（カテゴリーGに係るものの場合であって、その料金月においてモバイルアクセスサービス区域内からの通信が行われないうちのものに限り、）
- (5) 付加機能利用料（料金表第1表に規定する国際ローミング機能又は簡易メール（SMS）機能（モバイルアクセスサービス区域内から外国の電気通信事業者の提供する電気通信サービスの提供区域に送信するもの又は国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するものに限り、）に係るものに限り、）
- (6) 国際アウトローミングの利用に係る料金

（注1）この料金表に規定する料金又は工事に関する費用の額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の額は税込価格を表示します。

（注2）関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

（料金の臨時減免）

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、関係のモバイルアクセスサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(モバイルアクセスサービスの通信の相手先等)

- 15 モバイルアクセスサービスの通信の相手先等については、次のとおりとします。
- (1) モバイルアクセス契約者は、次に定める通信の相手先等との通信に限り行うことができます。この場合において、当社の契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- ア 削除
- イ 削除
- ウ カテゴリX又はカテゴリGに係るもの
当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスに係る1の電気通信設備
- エ カテゴリWに係るもの
株式会社NTTドコモ並びに株式会社NTTドコモのXiサービス契約約款及びFOMAサービス契約約款に定める協定事業者の設置する1の電気通信設備
- (2) モバイルアクセス契約者は、次に掲げる符号伝送速度までの符号伝送を行うことができます。
- ただし、通信の態様、移動無線装置の性能又はモバイルアクセスサービスを利用する場所によっては、通信可能な符号伝送速度が低下する場合があります。
- ア 削除
- イ 削除
- ウ 削除
- エ カテゴリX及びカテゴリGに係るもの
150Mbit/s又は14.4Mbit/s
- (3) モバイルアクセス契約者（カテゴリX（そのコース区分がゼロコースに係るものを除きます。）に係る者に限り。）は、次のとおりエリアメールを受信することができます。
- ア モバイルアクセス契約者は、契約事業者とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社及び契約事業者が定める方法により、制御信号を利用して受信することができます。
- イ アに規定する災害等の情報は、第18条（利用停止）の規定にかかわらず、利用停止されている場合であっても受信することができます。
- 16 削除
- 17 削除

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容																																
(1) モバイルアクセスサービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、モバイルアクセスサービスの需要と供給の見込み等を考慮してモバイルアクセスサービス区域を設定します。																																
(2) モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限ります。）に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限ります。）に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア 削除 イ 削除 ウ モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限ります。）には、次表のとおりプラン区分又はコース区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">プラン区分</th> <th colspan="2">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ー</td> <td rowspan="2">基本コース</td> <td>ゼロコース</td> </tr> <tr> <td>スタンバイコース</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">ECOプラン</td> <td rowspan="7">通信量コース</td> <td>500MBコース</td> </tr> <tr> <td>1GBコース</td> </tr> <tr> <td>3GBコース</td> </tr> <tr> <td>7GBコース</td> </tr> <tr> <td>15GBコース</td> </tr> <tr> <td>30GBコース</td> </tr> <tr> <td>50GBコース</td> </tr> <tr> <td></td> <td>従量コース</td> <td>10MBコース</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">標準プラン</td> <td rowspan="3">通信量コース</td> <td>1GBコース</td> </tr> <tr> <td>3GBコース</td> </tr> <tr> <td>7GBコース</td> </tr> <tr> <td>スループットコース</td> <td>200K定額コース</td> </tr> <tr> <td>従量コース</td> <td>30MBコース</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考</td> </tr> </tbody> </table>		プラン区分	コース区分		ー	基本コース	ゼロコース	スタンバイコース	ECOプラン	通信量コース	500MBコース	1GBコース	3GBコース	7GBコース	15GBコース	30GBコース	50GBコース		従量コース	10MBコース	標準プラン	通信量コース	1GBコース	3GBコース	7GBコース	スループットコース	200K定額コース	従量コース	30MBコース	備考		
プラン区分	コース区分																																
ー	基本コース	ゼロコース																															
		スタンバイコース																															
ECOプラン	通信量コース	500MBコース																															
		1GBコース																															
		3GBコース																															
		7GBコース																															
		15GBコース																															
		30GBコース																															
		50GBコース																															
	従量コース	10MBコース																															
標準プラン	通信量コース	1GBコース																															
		3GBコース																															
		7GBコース																															
	スループットコース	200K定額コース																															
	従量コース	30MBコース																															
備考																																	

- 1 当社は、モバイルアクセス契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属するモバイルアクセス契約であって、モバイルアクセス契約者の指定するモバイルアクセス契約（通信量コースに係るものに限ります。）から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。
- 2 1の基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の数は、30,000を上限とします。
- 3 当社は、モバイルアクセス契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。
- 4 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考5(2)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。
- 5 当社は、モバイルアクセスサービス（通信量コースに係るものに限ります。）について、次の場合には、その料金月におけるモバイルアクセスサービスの利用を制限します。
 - (1) (2)又は(3)以外のもの

1の料金月の通信量の合計がそのコース区分に係る基本容量を超えた場合
（この場合において、E C Oプランについてはその通信速度を30kb/sに制限します。）
 - (2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量及びそのコース区分に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合
（この場合において、その基本容量シェアグループにE C Oプランを含むときは、その基本容量シェアグループに属する全てのモバイルアクセスサービスの通信速度を30kb/sに制限します。）

(3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

(この場合において、その基本容量シェアグループにE C Oプランを含むときは、その基本容量シェアグループに属する全てのモバイルアクセスサービスの通信速度を30kb/sに制限します。)

6 当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限ります。)の規定を適用するにあたり、1,048,576バイトを1メガバイトとし、1,048,576メガバイトを1テラバイトとします。

エ 当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限ります。)に係る定額利用料及びデータ通信利用料については、1のモバイルアクセス契約ごとに次の(ア)から(キ)までのとおり適用します。

(ア) 基本コース

コース区分	内容
ゼロコース	契約者カードの貸与のみを行い、通信を行うことができないように設定するもの
スタンバイコース	接続確認及び疎通確認程度の通信を行うことができるように設定するもの

備考

- 1 基本コースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。
- 2 当社は、ゼロコースの提供を開始した日を含む料金月を1料金月目として3料金月目の末日までをゼロコースの最長提供期間とします。
- 3 当社は、2に規定するゼロコースの最長提供期間内に、モバイルアクセス契約者からモバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求がなかったときは、ゼロコースからスタンバイコースへの区分の変更を行います。この場合、スタンバイコースの提供開始日は、ゼロコースの最長提供期間が満了する料金月の翌料金月の初日とします。
- 4 ゼロコースに係るモバイルアクセス契約の申込みを行う者は、2及び3に規定するゼロコースの最長提供期間及び最長提供期間満了後のスタンバイコースへの自動移行について、あらかじめ同意していただきます。
- 5 スタンバイコースに係るモバイルアクセス契約は、申込みを行うことができません。

6 モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更について、次に掲げる変更を請求することはできません。

(1) スタンバイコース又は(イ)から(エ)までのいずれかのコース区分からゼロコースへの変更

(2) ゼロコース又は(イ)から(エ)までのいずれかのコース区分からスタンバイコースへの変更

7 モバイルアクセス契約者(ゼロコース又はスタンバイコースに係る者に限ります。)は、モバイルアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめそのモバイルアクセス契約について(イ)から(エ)までのいずれかへのコース区分の変更を行い、変更後の区分において、モバイルアクセス契約の解除を通知していただきます。

(イ) 通信量コース

A ECOプランのもの

コース区分	内容
500MBコース	1の料金月における基本容量を512メガバイトに設定するもの
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するもの
7GBコース	1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するもの
15GBコース	1の料金月における基本容量を15,360メガバイトに設定するもの
30GBコース	1の料金月における基本容量を30,720メガバイトに設定するもの
50GBコース	1の料金月における基本容量を51,200メガバイトに設定するもの
備考 通信量コースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。	

B 標準プランのもの

コース区分	内容
1GBコース	1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するものであって、ECOプラン以外のもの
3GBコース	1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するものであって、ECOプラン以外のもの

7GBコース	1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するものであって、ECOプラン以外のもの
--------	---

備考 通信量コースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。

(ウ) スループットコース
標準プランのもの

コース区分	内容
200K定額コース	符号伝送速度を最大200kbit/sまでに設定するものであって、1の料金月における基本容量を512メガバイトに設定するもの

備考

- 1 スループットコースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。
- 2 通則15の規定にかかわらず、スループットコースに係る符号伝送速度は本欄に定めるとおりとします。
- 3 1の料金月の通信量の値の合計が基本容量を超えた場合は、その料金月においてモバイルアクセスサービスの利用を制限することがあります。

(エ) 従量コース
A ECOプランのもの

コース区分	内容
10MBコース	無料通信量を10メガバイトに設定するもの

備考

- 1 従量コースは、定額利用料及びデータ通信利用料を適用します。
- 2 データ通信利用料は、128バイトを単位として、1の料金月における通信量の値の合計が無料通信量を超える場合に限り適用します。
ただし、当社がモバイルアクセス契約に基づきモバイルアクセスサービスの提供を開始したとき又はモバイルアクセス契約の解除があったときは、その料金月において、そのモバイルアクセス契約に係るデータ通信利用料を適用しません。
- 3 当社は、通則2の規定（(4)の規定を除きます。）により料金を日割するときは、無料通信量を日割します。

- 4 2の場合において、当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号における全てのモバイルアクセス契約（10MBコースに係るものに限り。）に係る通信量の値及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の値の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、データ通信利用料を適用します。この場合において、当社は、その料金月において提供を開始したモバイルアクセスサービス又はモバイルアクセス契約の解除があったモバイルアクセスサービスに係る通信量の値及び無料通信量を、それぞれの合計に含めないこととします。
- 5 4の規定にかかわらず、当社は、モバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセス契約群識別番号においてアクセス方式混在機能を利用しているときは、卸FOMAサービスに係るモバイルアクセス契約ごとに、又は卸Xiサービスに係るモバイルアクセス契約ごとにそれぞれでその通信量の値の合計及び無料通信量の合計を算出することとします。

B 標準プランのもの

コース区分	内容
30MBコース	無料通信量を30メガバイトに設定するもの

備考

- 1 従量コースは、定額利用料及びデータ通信利用料を適用します。
- 2 データ通信利用料は、128バイトを単位として、1の料金月における通信量の値の合計が無料通信量を超える場合に限り適用します。
ただし、当社がモバイルアクセス契約に基づきモバイルアクセスサービスの提供を開始したとき又はモバイルアクセス契約の解除があったときは、その料金月において、そのモバイルアクセス契約に係るデータ通信利用料を適用しません。
- 3 当社は、通則2の規定（(4)の規定を除きます。）により料金を日割するときは、無料通信量を日割します。
- 4 2の場合において、当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号における全てのモバイルアクセス契約（30MBコースに係るものに限り。）に係る通信量の値及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の値の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、データ通信利用料を適用します。この場合において、当社は、その料金月において提供を開始したモバイルアクセスサービス又はモバイルアクセス契約の解除があったモバイルアクセスサービスに係る通信量の値及び無料通信量を、それぞれの合計に含めないこととします。

	<p>5 4の規定にかかわらず、当社は、モバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセス契約群識別番号においてアクセス方式混在機能を利用しているときは、卸FOMAサービスに係るモバイルアクセス契約ごとに、又は卸Xiサービスに係るモバイルアクセス契約ごとにそれぞれでその通信量の値の合計及び無料通信量の合計を算出することとします。</p> <p>(オ) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更を請求することができます。ただし、(ア)から(エ)までにおいて、コース区分の変更を請求することができない場合が定められているときは、その定めによります。</p> <p>(カ) モバイルアクセス契約者は、提供開始日（モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更があった場合の、変更後の区分の提供開始日を含みます。）を含む料金月を1料金月目として3料金月目の当社が指定する日以後に限り、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求を行うことができます。ただし、ゼロコース又はスタンバイコースから（イ）から（エ）までのいずれかのコース区分への変更の請求については、随時に行うことができます。</p> <p>(キ) 当社は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求があったときは、変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。ただし、ゼロコースから（イ）から（エ）までのいずれかのコース区分への変更については、変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日から適用します。</p> <p>オ 削除</p>
(3) 削除	削除
(4) 削除	削除
(5) 削除	削除
(6) モバイルアクセスサービス（カテゴリーGに係るものに限ります。）に係る月額利用料、データ通信利用料及び契約事業者着信機能料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーGに係るものに限ります。）に係る月額利用料、データ通信利用料及び契約事業者着信機能料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア モバイルアクセス契約者（カテゴリーGに係るものに限ります。）は、当社が別に定めるところにより、料金表第1表（料金）に規定する付加機能（国際ローミング機能及び簡易メール（SMS）機能に限ります。）に相当する機能を基本機能として利用するものとします。</p> <p>イ カテゴリーGには、当社が別に定めるコース区分がありません。</p> <p>ウ 無料通信量は、当社が当社のホームページ（http://www.ntt.com/gm2m/pdf/operator.pdf）にて閲覧に供する国又は地域における利用について適用されるものとします。</p>

	<p>エ データ通信利用料は、1024キロバイトを単位として、1の料金月における通信量の値の合計が無料通信量を超える場合に限り適用します。</p> <p>オ 当社は、契約事業者着信機能（モバイルアクセス網と契約事業者との接続に係る機能をいいます。）ごとに契約事業者着信機能料を適用します。</p> <p>カ 当社は、この機能に係る料金の計算にあたって、中央ヨーロッパ時間を用いて計算します。</p>		
(7) モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）に係る定額利用料及び音声通信利用料の適用	<p>ア 当社は、2（料金額）に規定するモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）に係る定額利用料及び音声通信利用料については、1のモバイルアクセス契約ごとに定額利用料の基本額に音声通信利用料及び国際アウトローミング利用料の額を加算して適用します。</p> <p>イ モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）は、料金表別表1（モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の基本機能）に規定する機能を基本機能として利用するものとします。この場合において、その料金その他の提供条件については、第2（料金額）及び別表1に定めるものとします。</p>		
(8) 付加機能利用料の適用	当社は、2-5に規定する付加機能利用料（留守番電話及び不在案内機能に限ります。）については、基本額と加算額を合算して適用します。		
(9) ユニバーサルサービス料の適用	当社は、2-6に規定するユニバーサルサービス料は、モバイルアクセス回線番号（カテゴリーG及びカテゴリーX（コース区分がゼロコースに係るもの又はそのモバイルアクセス回線番号がM2M等専用番号（当社が別に定めるモバイルアクセス回線番号をいいます。）であるものに限ります。）に係るものを除きます。）1番号ごとに適用します。		
(10) 削除	削除		
(11) 最低利用期間内にモバイルアクセス契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）には最低利用期間があります。</p> <p>イ 当社は、最低利用期間内にモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。）の解除があった場合は、次表に規定する額（以下「最低利用違約金」といいます。）を当社が定める期日までに一括してモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）から支払っていただきます。</p> <p>ただし、第13条（モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除）の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合はこの限りではありません。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">最低利用違約金の額</td> <td style="text-align: center;">8,000円</td> </tr> </table>	最低利用違約金の額	8,000円
最低利用違約金の額	8,000円		
(12) 削除	削除		
(13) 接続通信時	ア 接続通信時間は、その契約者回線と料金表通則に規定する		

<p>間の測定</p>	<p>通信の相手先との間を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者若しくは着信者からの通信終了の信号を受け、又は第20条（通信利用の制限）第4項の規定により、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社（契約事業者を含みます。）の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間はアに規定する接続通信時間には含みません。</p> <p>(1) 発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信中に一時通信ができなかった時間</p> <p>(2) 発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切った場合（第20条第4項の規定による場合を除きます。）であって、2（料金額）に規定する接続通信単位に満たない端数の時間</p>
<p>(14) 当社の機器の故障等によりデータ通信利用料等を正しく算定できなかった場合の取扱い</p>	<p>当社（契約事業者を含みます。）の機器の故障等により正しく算定できなかった場合のデータ通信利用料、音声通信利用料又は付加機能利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料又は付加機能利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2ヶ月以上の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料若しくは付加機能利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均のデータ通信利用料、音声通信利用料若しくは付加機能利用料のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(15) 削除</p>	<p>削除</p>
<p>(16) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯電話と</p>	<p>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯電話との間で行われる通話については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯電話の所在地にかかわらず、通信のうち本邦と外国との間で行われるものとして取り扱います。</p>

の間の通話の取扱い											
(17) 昼間、夜間及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用	<p>ア 「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。 ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="600 461 1246 651"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午前0時から午前8時までの間及び午後7時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 「土曜日・日曜日・祝日」とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="600 701 1246 976"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝日</td> <td>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 国際通話（通信のうち本邦と外国との間で行われるものとし、以下この欄において同じとします。）においては、2（料金額）の2-3-2に変更があった場合であって、その変更前に通話の開始があった場合には、変更前の料金額を適用します。</p> <p>エ 国際通話において、祝日、曜日又は時間帯等によって通話料が異なる場合は、本邦の暦によります。</p>	区 分	時 間 帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午前0時から午前8時までの間及び午後7時から午後12時までの間	区 分	時 間 帯	土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間
区 分	時 間 帯										
昼間	午前8時から午後7時までの間										
夜間	午前0時から午前8時までの間及び午後7時から午後12時までの間										
区 分	時 間 帯										
土曜日・日曜日・祝日	土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間										
(18) 付加機能の利用に係る通信の料金の適用	付加機能（留守番電話及び不在案内機能に限ります。）に係るメッセージの再生等のためにその付加機能の提供を受けている契約者回線以外の電気通信サービスの契約者回線等から行った通信の料金は、その電気通信サービスに係る契約約款の規定により算定した額を適用します。										
(19) 国際アウトローミングに係る通信モード	<p>ア 国際アウトローミングに係る通信モードには、第4条の2（モバイルアクセスサービスの通信モード）第2項に規定するモバイルアクセスサービスの通信モード（データモードを除きます。）と同一の種類及び2（料金額）に規定する付加機能（簡易メール（SMS）機能で提供する通信モードに相当するもの（以下この料金表第1表及び別表2においてショートメッセージ通信モードといいます。））があります。この場合において、国際アウトローミングに係る通信の伝送速度は、利用する外国の電気通信事業者又は通信の状況等により異なります。</p> <p>イ 国際アウトローミングにより利用できる通信モードは、その国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者ごとに異なるものとし、別表2に定めるところによります。</p>										
(20) 国際ローミング機能に係る	国際ローミング機能に係る利用料は、その通信モードに応じて測定した通信時間情報量又は通信回数と2（料金額）の規定に										

<p>利用料の適用等</p>	<p>より算定した額を適用します。この場合において、着信に係る国際ローミング機能については、その通信に係る国際アウトローミング利用料及び国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料を合算して適用します。</p>		
<p>(21) 国際アウトローミング利用料の区分の適用</p>	<p>国際アウトローミング利用料の区分は、別表2及び別表3に定めるその国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者のグループに応じて適用します。</p>		
<p>(22) 国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料の区分の適用</p>	<p>国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料の区分は、別表4に定めるその国際アウトローミングに係る取扱地域のグループに応じて適用します。</p>		
<p>(23) 契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用</p>	<p>ア モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の契約者指定番号発信機能を利用して行う通信（ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）のうち、国内通信に係る音声通信利用料については次のとおり取り扱います。</p> <p>音声通信利用料の額は、通信を開始した時点から起算し、通信先の通信設備及び時間帯にかかわらず30秒までごとに10円（10.8円）とします。</p> <p>イ 契約者指定番号発信機能を利用して行う通信のうち、国際通信（本邦と外国との間に行われるものをいいます。）に関する料金については2-3-2-2-2（契約者指定番号発信機能に係るもの）に規定する料金表を適用します。</p>		
<p>(24) 契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引</p>	<p>ア 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）について、次表の1に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、次表の2に掲げる料金月以降、契約者指定番号発信機能を利用して行う1の通信（ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）ごとに接続通信時間が10分を経過するまでの間、(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のアの規定を適用しません。この場合において、接続通信時間が10分を超える通信については、(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のアの規定について、「30秒までごとに」を「10分を超える接続通信時間30秒までごとに」と読み替えて適用します。</p> <p>表1</p> <table border="1" data-bbox="563 1733 1110 1832"> <tr> <td data-bbox="563 1733 1110 1783"> <p>定額料（月額）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="563 1783 1110 1832"> <p>850円（918円）</p> </td> </tr> </table>	<p>定額料（月額）</p>	<p>850円（918円）</p>
<p>定額料（月額）</p>			
<p>850円（918円）</p>			

表 2

区分	割引の適用を開始する料金月
(1) (2)以外の場合	この割引の申出があった日を含む料金月
(2) 1 (適用) (25) (契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引) 又は(26) (契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引)の割引の適用を現に受けているモバイルアクセス契約(その割引についてその料金月に廃止の申出を行った場合を含みます。)についてこの割引の申出があった場合	この割引の申出があった日を含む料金月の翌料金月

イ 第21条の2(利用料の支払義務)に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)は、この割引の適用を開始した日を含む料金月(モバイルアクセス契約(カテゴリーWに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る申込と同時にこの割引の申出があった場合は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。)から起算して、そのモバイルアクセス契約についてこの割引の廃止があった日を含む料金月までの期間(この割引の適用を開始した日を含む料金月と廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合(この割引の適用と廃止が1料金月に複数回行われた場合を含みます。))は、1料金月とします。)について、定額料の支払いを要します。

ただし、第13条(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合はこの限りではありません。

ウ 当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1(適用)(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)又は(26)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引)の割引の申出があった場合、その申出があった料金月の末日においてこの割引の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。

エ ウまでに規定するほか、この割引に関する提供条件については、当社の電話等サービス契約約款料金表第1表（料金）第2（通話に関する料金）1（適用）に規定する(21)（単独発信サービスに係る短時間通話割引）のウ、エ及びオの規定に準じて取り扱います。

(25) 契約者指定
番号発信機能に
係る3番号自動
判定通話割引

ア 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）について、次表の1に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、次表の2に掲げる料金月以降、当社が別に定める電気通信番号（電気通信番号の数について3を上限とします。）に係る電話等設備への契約者指定番号発信機能を利用して行う通信（ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のアの規定を適用しません。

表1

定額料（月額）
850円（918円）

表2

区分	割引の適用を開始する料金月
(1) (2)以外の場合	この割引の申出があった日を含む料金月
(2) 1（適用）(24)（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引）又は(26)契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引の割引を適用を現に受けているモバイルアクセス契約（その割引についてその料金月に廃止の申出を行った場合を含みます。）について、この割引の申出があった場合	この割引の申出があった日を含む料金月の翌料金月

イ 第21条の2（利用料の支払義務）に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月（モバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）の申込みと同時にこの割引の申出があった場合

は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。) から起算して、そのモバイルアクセス契約についてこの割引の廃止があった日を含む料金月までの期間 (この割引の適用を開始した日を含む料金月と廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合 (この割引の適用と廃止が1料金月に複数回行われた場合を含みます。)) は、1料金月とします。) について、定額料の支払いを要します。

ただし、第13条 (モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除) の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合はこの限りではありません。

ウ イに規定するほか、当社は、本欄に規定する定額料について、月額料金に準じて取り扱います。

エ 当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者について、当社が別に定める場合に該当する場合は、この割引を適用しないことがあります。

オ 当社は、当社が別に定める電気通信番号への通話がエの場合に該当すると判断したときは、その電気通信番号への音声通信利用料について、この割引を適用しない場合があります。

カ 当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1 (適用) (24) (契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引) 又は(26) (契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引) の割引の申出があった場合、その申込みがあった料金月の末日においてこの割引の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。

(注1) アの当社が別に定める電気通信番号とは、料金月ごとに、その料金月内に発信した契約者指定番号発信機能を利用して行う通信について、接続先となる電気通信番号ごとに(23) (契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用) のアの規定に基づき通話料を計算した場合の通話料の額 (以下この欄において「判定対象額」といいます。) について、任意の3の電気通信番号番号を抽出した場合にその判定対象額の合計値がもっとも大きくなるものとします。

ただし、その料金月における接続先となる電気通信番号の数が3に満たない場合は、その料金月における接続先となる電気通信番号の全ての電気通信番号を、判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号となる電気通信番号が4以上ある場合は、次表に掲げる選択方法に基づく優先順位に従い当社が指定する3の電気通信番号 (その3の電気通信番号に係る判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号である場合に限り) を、当社が別に定める電気通信番号とします。

選択方法

- 1 電気通信番号について、最初にダイヤルする数字を1桁目とし、以降ダイヤルする順に桁数を定めます。
- 2 判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号となる電気通信番号について、1桁目から順にその数値を比します。
- 3 2の規定に従い、初めて異なる数字が現れた桁において値の小さい数字を含む電気通信番号を優先するものとします。ただし、異なる数字が現れることなく数を有しない桁が現れた場合は、数を有しない桁を含む電気通信番号を優先するものとします。

(注2) エの当社が別に定める場合は、通信を行うことを目的とせず通信を著しく繰り返す行為その他当社の電気通信事業の適正かつ合理的な運営又は電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を阻害する行為（それを知って加担する行為を含みます。）をそのモバイルアクセス契約者が行っていると合理的に判断できる場合とします。

(注3) オの当社が別に定める電気通信番号について現に該当するものを定めたときは、当社は、ホームページへの掲載その他の方法によりこれを周知します。

(26) 契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引

ア 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）からこの割引の申出があったモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、次表の1に掲げる定額料を当社に支払うことを条件に、次表の2に掲げる料金月以降、契約者指定番号発信機能を利用して行う1の通信（ボイスモードに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）ごとに接続通信時間が10分を経過するまでの間、1（適用）(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のアの規定を適用しません。この場合において、接続通信時間が10分を超える通信については、(23)のアの規定について、「30秒までごとに」を「10分を超える接続通信時間30秒までごとに」と読み替えて適用します。

表1

定額料（月額）
1,300円（1,404円）

表 2

区分	割引を適用開始する料金月
(1) (2)以外の場合	この割引の申出があった日を含む料金月
(2) 1 (適用) (24) (契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引) 又は(25) (契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引) の割引の適用を現に受けているモバイルアクセス契約(その割引についてその料金月に廃止の申出を行った場合を含みます。)について、この割引の申出をした場合	この割引の申出があった日を含む料金月の翌料金月

イ 前項に規定するほか、当社は、この割引の適用を受けるモバイルアクセスサービスについて、別に定める電気通信番号(電気通信番号の数について3を上限とします。)への契約者指定番号発信機能を利用して行う通信(ボイスモードに係るものに限り、以下この欄において同じとします。)について、(23)(契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用)のアの規定を適用しません。

ウ 第21条の2(利用料の支払義務)に規定するほか、この割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者は、この割引の適用を開始した日を含む料金月(モバイルアクセス契約(カテゴリーWに係るものに限り、以下この欄において同じとします。)に係る申込と同時にこの割引の申出があった場合は、この割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。)から起算して、そのモバイルアクセス契約についてこの割引の廃止があった日を含む料金月までの期間(この割引の適用を開始した日を含む料金月と廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合(この割引の適用と廃止が1料金月に複数回行われた場合を含みます。))は、1料金月とします。)について、定額料の支払いを要します。

ただし、第13条(モバイルアクセス契約者が行うモバイルアクセス契約の解除)の第5項に規定する初期契約解除に伴うモバイルアクセス契約の廃止があった場合はこの限りではありません。

エ 当社は、現にこの割引の適用を受けるモバイルアクセス契約者から、1(適用)(24)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引)又は(25)(契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引)の割引の申出があった場合、その

申込みがあった料金月の末日においてこの割引の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。

オ エまでに規定するほか、この割引（イに規定する部分を除きます。）に関する提供条件については、当社の電話等サービス契約約款料金表第1表（料金）第2（通話に関する料金）1（適用）に規定する(21)（単独発信サービスに係る短時間通話割引）のウ、エ及びオの規定に準じて取り扱います。

（注）アの当社が別に定める電気通信番号とは、料金月ごとに、その料金月内に発信した契約者指定番号発信機能を利用して行う通信について、接続先となる電気通信番号ごとに(23)（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）のア及び(26)（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引）のアの規定に基づき通話料を計算した場合の通話料の額（以下この欄において「判定対象額」といいます。）について、任意の3の電気通信番号番号を抽出した場合にその3の電気通信番号に係る判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号とします。

ただし、その料金月における接続先となる電気通信番号の数が3に満たない場合は、その料金月における接続先となる電気通信番号の全ての電気通信番号を、判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号となる電気通信番号が4以上ある場合は、次表に掲げる選択方法に基づく優先順位に従い当社が指定する3の電気通信番号（その3の電気通信番号に係る判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号である場合に限り）を、当社が別に定める電気通信番号とします。

選択方法
1 電気通信番号について、最初にダイヤルする数字を1桁目とし、以降ダイヤルする順に桁数を定めま す。
2 判定対象額の合計値がもっとも大きくなる3の電気通信番号となる電気通信番号について、1桁目から順にその数値を比します。
3 2の規定に従い、初めて異なる数字が現れた桁において値の小さい数字を含む電気通信番号を優先するものとします。ただし、異なる数字が現れることなく数を有しない桁が現れた場合は、数を有しない桁を含む電気通信番号を優先するものとします。

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 削除

2-1-2 削除

2-1-3 削除

2-1-4 カテゴリーXに係るもの

(1) タイプ1に係るもの

ア 基本コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

コース区分	料 金 額
ゼロコース	—
スタンバイコース	150円 (162円)

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
E C Oプラン	500MB コース	520円 (561.6円)
	1 G B コース	800円 (864円)
	3 G B コース	1,300円 (1,404円)
	7 G B コース	2,000円 (2,160円)
	15 G B コース	4,000円 (4,320円)
	30 G B コース	7,500円 (8,100円)
	50 G B コース	12,000円 (12,960円)
標準プラン	1 G B コース	2,000円 (2,160円)
	3 G B コース	3,500円 (3,780円)
	7 G B コース	5,500円 (5,940円)

ウ スループットコースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
標準プラン	200K定額コース	800円 (864円)

エ 従量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
E C Oプラン	10MB コース	280円 (302.4円)
標準プラン	30MB コース	500円 (540円)

(2) タイプ2に係るもの

ア 基本コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

コース区分	料 金 額
ゼロコース	—
スタンバイコース	250円 (270円)

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
E C Oプラン	500MB コース	620円 (669.6円)
	1 G B コース	900円 (972円)
	3 G B コース	1,400円 (1,512円)
	7 G B コース	2,100円 (2,268円)
	15G B コース	4,100円 (4,428円)
	30G B コース	7,600円 (8,208円)
	50G B コース	12,100円 (13,068円)
標準プラン	1 G B コース	2,100円 (2,268円)
	3 G B コース	3,600円 (3,888円)
	7 G B コース	5,600円 (6,048円)

ウ スループットコースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
標準プラン	200K定額コース	900円 (972円)

エ 従量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
E C Oプラン	10MB コース	380円 (410.4円)
標準プラン	30MB コース	600円 (648円)

2-1-5 カテゴリーGに係るもの

当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額とします。

2-1-6 カテゴリーWに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

基本額	700円
-----	------

2-2 データ通信利用料

2-2-1 削除

2-2-2 削除

2-2-2-1 削除

2-2-2-1-1 削除

2-2-2-1-2 削除

2-2-2-1-3 削除

2-2-2-2 削除

2-2-2-2-1 削除

2-2-2-2-2 削除

2-2-2-2-3 削除

2-2-3 削除

2-2-4 カテゴリーXに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに128バイトごと

プラン区分	コース区分	料 金 額
E C Oプラン	10MB コース	0.0005円 (0.00054円)
標準プラン	30MB コース	0.0005円 (0.00054円)

2-2-5 カテゴリーGに係るもの

当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額とします。

2-3 音声通信用料

2-3-1 2-3-2以外のもの

2-3-1-1 2-3-1-2以外のもの

2-3-1-1-1 削除

2-3-1-1-2 削除

2-3-1-1-3 削除

2-3-1-1-4 削除

2-3-1-2 カテゴリーWに係るもの

2-3-1-2-1 契約者回線からの通信に係るもの

区 分	単 位	料金額
音声通信用料	1の通信につき接続通信時間30秒までごとに	20円 (21.6円)

2-3-1-2-2 64kb/sデジタルモードに係るもの

区 分	単 位	料金額
デジタル通信用料	接続通信時間30秒までごとに	36円 (38.88円)

2-3-1-2-3 ワイドスター通信に係るもの

アイ以外のもの

区 分	単 位	料金額
音声通信用料	接続通信時間30秒までごとに	20円 (21.6円)

イ 主として船舶その他海上を移動するものに設置された移動無線装置との間に電気通信回線を設置して提供するもの

区 分	単 位	料金額
音声通信用料	接続通信時間30秒までごとに	50円 (54円)

2-3-2 通信のうち本邦と外国との間で行われるもの

2-3-2-1 削除

2-3-2-2 カテゴリーWに係るもの

2-3-2-2-1 2-3-2-2-2以外のもの

地域	料金額	1の通信につき接続通信時間 30 秒までごとの料金額	
		平日昼間	その他
アイスランド		108円	78円
アイルランド		108円	78円
アゼルバイジャン		108円	78円

アゾレス諸島	108円	78円
アルバニア	108円	78円
アルメニア	108円	78円
アンドラ	108円	78円
イギリス	108円	78円
イタリア	108円	78円
ウクライナ	108円	78円
ウズベキスタン	108円	78円
エストニア	108円	78円
オーストリア	108円	78円
オランダ	108円	78円
カザフスタン	108円	78円
カナリア諸島	108円	78円
ガーンジー	108円	78円
キプロス	108円	78円
ギリシャ	108円	78円
キルギス	108円	78円
グリーンランド	108円	78円
クロアチア	108円	78円
コソボ共和国	108円	78円
サンマリノ	108円	78円
ジブラルタル	108円	78円
ジャージー	108円	78円
ジョージア	108円	78円
スイス	108円	78円
スウェーデン	108円	78円
スペイン	108円	78円
スペイン領北アフリカ	108円	78円
スロバキア	108円	78円
スロベニア	108円	78円
セルビア	108円	78円
タジキスタン	108円	78円
チェコ	108円	78円
デンマーク	108円	78円
ドイツ	108円	78円
トルクメニスタン	108円	78円
トルコ	108円	78円
ノルウェー	108円	78円
バチカン	108円	78円
ハンガリー	108円	78円
フィンランド	108円	78円
フェロー諸島	108円	78円
フランス	108円	78円
ブルガリア	108円	78円
ベラルーシ	108円	78円

ベルギー	108円	78円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	108円	78円
ポーランド	108円	78円
ポルトガル	108円	78円
マケドニア	108円	78円
マデイラ諸島	108円	78円
マルタ	108円	78円
マン島	108円	78円
モナコ	108円	78円
モルドバ	108円	78円
モンテネグロ	108円	78円
ラトビア	108円	78円
リトアニア	108円	78円
リヒテンシュタイン	108円	78円
ルクセンブルク	108円	78円
ルーマニア	108円	78円
ロシア	108円	78円
アフガニスタン	148円	98円
アラブ首長国連邦	148円	98円
イエメン	148円	98円
イスラエル	148円	98円
イラク	148円	98円
イラン	148円	98円
オマーン	148円	98円
カタール	148円	98円
クウェート	148円	98円
サウジアラビア	148円	98円
シリア	148円	98円
バーレーン	148円	98円
パレスチナ自治区	148円	98円
ヨルダン	148円	98円
レバノン	148円	98円
アセンション島	180円	120円
アルジェリア	180円	120円
アンゴラ	180円	120円
ウガンダ	180円	120円
エジプト	180円	120円
エスワティニ王国	180円	120円
エチオピア	180円	120円
エリトリア	180円	120円
ガーナ	180円	120円
カーボベルデ	180円	120円
ガボン	180円	120円
カメルーン	180円	120円
ガンビア	180円	120円

ギニア	180円	120円
ギニアビサウ	180円	120円
ケニア	180円	120円
コートジボワール	180円	120円
コモロ	180円	120円
コンゴ共和国	180円	120円
コンゴ民主共和国	180円	120円
サントメプリンシペ	180円	120円
ザンビア	180円	120円
シエラレオネ	180円	120円
ジブチ	180円	120円
ジンバブエ	180円	120円
スーダン	180円	120円
セイシェル	180円	120円
赤道ギニア	180円	120円
セネガル	180円	120円
セントヘレナ島	180円	120円
ソマリア	180円	120円
タンザニア	180円	120円
チャド	180円	120円
中央アフリカ	180円	120円
チュニジア	180円	120円
ディエゴ・ガルシア	180円	120円
トーゴ	180円	120円
ナイジェリア	180円	120円
ナミビア	180円	120円
ニジェール	180円	120円
ブルキナファソ	180円	120円
ブルンジ	180円	120円
ベナン	180円	120円
ボツワナ	180円	120円
マイヨット島	180円	120円
マダガスカル	180円	120円
マラウイ	180円	120円
マリ	180円	120円
南アフリカ	180円	120円
南スーダン	180円	120円
モザンビーク	180円	120円
モーリシャス	180円	120円
モーリタニア	180円	120円
モロッコ	180円	120円
リビア	180円	120円
リベリア	180円	120円
ルワンダ	180円	120円
レソト	180円	120円

レユニオン	180円	120円
韓国	57円	49円
北朝鮮	57円	49円
台湾	57円	49円
中国	57円	49円
香港	57円	49円
マカオ	57円	49円
モンゴル	148円	98円
カンボジア	68円	63円
シンガポール	68円	63円
タイ	68円	63円
東ティモール	68円	63円
フィリピン	68円	63円
ブルネイ	68円	63円
ベトナム	68円	63円
マレーシア	68円	63円
ラオス	68円	63円
インド	148円	98円
スリランカ	148円	98円
ネパール	148円	98円
パキスタン	148円	98円
バングラデシュ	148円	98円
ブータン	148円	98円
ミャンマー	148円	98円
モルディブ	148円	98円
オーストラリア	68円	63円
キリバス	68円	63円
クック諸島	68円	63円
クリスマス島	68円	63円
ココス・キーリング群島	68円	63円
サモア	68円	63円
ソロモン諸島	68円	63円
ツバル	68円	63円
トケラウ諸島	68円	63円
トンガ	68円	63円
ナウル	68円	63円
ニウエ	68円	63円
ニューカレドニア	68円	63円
ニュージーランド	68円	63円
ノーフォーク島	68円	63円
バヌアツ	68円	63円
パプアニューギニア	68円	63円
パラオ	68円	63円
フィジー	68円	63円
仏領ポリネシア	68円	63円

米領サモア	68円	63円
マーシャル諸島	68円	63円
ミクロネシア連邦	68円	63円
ワリス・フテユナ諸島	68円	63円
アメリカ（本土）	34円	31円
アラスカ	34円	31円
カナダ	34円	31円
グアム	34円	31円
サイパン	34円	31円
ハワイ	34円	31円
アンギラ	111円	60円
アンティグア・バーブーダ	111円	60円
英領バージン諸島	111円	60円
グレナダ	111円	60円
ケイマン諸島	111円	60円
ジャマイカ	111円	60円
セントクリストファー・ネイビス	111円	60円
セントビンセント・グレナディーン諸島	111円	60円
セントルシア	111円	60円
タークス諸島・カイコス諸島	111円	60円
ドミニカ国	111円	60円
ドミニカ共和国	111円	60円
トリニダード・トバゴ	111円	60円
バハマ	111円	60円
バミューダ諸島	111円	60円
バルバドス	111円	60円
プエルトリコ	111円	60円
米領バージン諸島	111円	60円
メキシコ	111円	60円
モンセラット	111円	60円
アルゼンチン	148円	109円
アルバ	148円	109円
ウルグアイ	148円	109円
エクアドル	148円	109円
エルサルバドル	148円	109円
オランダ領アンティル	148円	109円
ガイアナ	148円	109円
キューバ	148円	109円
グアテマラ	148円	109円
グアドループ島	148円	109円
コスタリカ	148円	109円
コロンビア	148円	109円
サンピエール島・ミクロン島	148円	109円
仏領サン・マルタン	148円	109円
オランダ領シント・マールテン	148円	109円

スリナム	148円	109円
チリ	148円	109円
ニカラグア	148円	109円
ハイチ	148円	109円
パナマ	148円	109円
パラグアイ	148円	109円
フォークランド諸島	148円	109円
仏領ギアナ	148円	109円
ブラジル	148円	109円
ベネズエラ	148円	109円
ベリーズ	148円	109円
ペルー	148円	109円
ボリビア	148円	109円
ホンジュラス	148円	109円
マルティニク	148円	109円
インマルサットF		200円
インマルサットBGAN/FB/SB		200円
IsatPhone PRO (870)		200円
イリジウム (8816/8817)		250円
スラーヤ (88216)		200円

2-3-2-2-2 契約者指定番号発信機能を利用して行った通信
(ボイスモードに係るものに限ります。)に係る
もの

地 域	1の通信につき接続通信時間60秒までごとの料金額
アイスランド共和国	127円
アイルランド	127円
アゼルバイジャン共和国	127円
アセンション島	250円
アゾレス諸島	119円
アフガニスタン・イスラム共和国	151円
アメリカ合衆国(ハワイを除く)	43円
アメリカ領サモア	104円
アメリカ領バージン諸島	151円
アラブ首長国連邦	151円
アルジェリア民主人民共和国	171円
アルゼンチン共和国	65円
アルバ	151円
アルバニア共和国	127円
アルメニア共和国	127円
アンギラ	151円
アンゴラ共和国	171円
アンティグア・バーブーダ	151円
アンドラ公国	119円
イエメン共和国	151円
イギリス領バージン諸島	151円

イスラエル国	151円
イタリア共和国	119円
イラク共和国	151円
イラン・イスラム共和国	151円
インド	59円
インドネシア共和国	80円
ウガンダ共和国	171円
ウクライナ	127円
ウズベキスタン共和国	127円
ウルグアイ東方共和国	69円
英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	102円
エクアドル共和国	69円
エジプト・アラブ共和国	99円
エストニア共和国	127円
エスワティニ王国	171円
エチオピア連邦民主共和国	171円
エリトリア国	171円
エルサルバドル共和国	69円
オーストラリア連邦	83円
オーストリア共和国	127円
オマーン国	151円
オランダ王国	119円
オランダ領アンティール	151円
ガーナ共和国	171円
カーボベルデ共和国	171円
ガイアナ共和国	80円
カザフスタン共和国	127円
カタール国	151円
カナダ	73円
カナリア諸島	119円
ガボン共和国	171円
カメルーン共和国	171円
ガンビア共和国	171円
カンボジア王国	88円
ギニア共和国	171円
ギニアビサウ共和国	250円
キプロス共和国	151円
キューバ共和国	151円
ギリシャ共和国	119円
キリバス共和国	104円
キルギス共和国	127円
グアテマラ共和国	151円
グアドループ島	151円
グアム	73円
クウェート国	151円
クック諸島	104円

グリーンランド	119円
クリスマス島	93円
グレナダ	80円
クロアチア共和国	127円
ケイマン諸島	151円
ケニア共和国	99円
コートジボワール共和国	171円
ココス・キーリング諸島	93円
コスタリカ共和国	151円
コソボ共和国	127円
コモロ連合	171円
コロンビア共和国	85円
コンゴ共和国	171円
コンゴ民主共和国	171円
サイパン	73円
サウジアラビア王国	151円
サモア独立国	104円
サントメ・プリンシペ民主共和国	171円
ザンビア共和国	171円
サンピエール島・ミクロン島	93円
サンマリノ共和国	127円
シエラレオネ共和国	171円
ジブチ共和国	171円
ジブラルタル	119円
ジャマイカ	151円
ジョージア	127円
シリア・アラブ共和国	151円
シンガポール共和国	80円
シント・マールテン島	151円
ジンバブエ共和国	171円
スイス連邦	119円
スウェーデン王国	119円
スーダン共和国	171円
スペイン	119円
スペイン領北アフリカ	119円
スリナム共和国	164円
スリランカ民主社会主義共和国	85円
スロバキア共和国	127円
スロベニア共和国	127円
赤道ギニア共和国	171円
セネガル共和国	171円
セルビア共和国	127円
セントクリストファー・ネイビス	79円
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	151円
セントヘレナ島	250円
セントルシア	80円

ソマリア連邦共和国	171円
ソロモン諸島	104円
タークス・カイコス諸島	80円
タイ王国	79円
大韓民国	57円
台湾	66円
タジキスタン共和国	127円
タンザニア連合共和国	171円
チェコ共和国	127円
チャド共和国	171円
中央アフリカ共和国	127円
中華人民共和国	66円
チュニジア共和国	171円
朝鮮民主主義人民共和国	120円
チリ共和国	69円
ツバル	104円
デンマーク王国	127円
ドイツ連邦共和国	107円
トーゴ共和国	171円
トケラウ諸島	104円
ドミニカ共和国	85円
ドミニカ国	112円
トリニダード・トバゴ共和国	151円
トルクメニスタン	127円
トルコ共和国	119円
トンガ王国	104円
ナイジェリア連邦共和国	99円
ナウル共和国	104円
ナミビア共和国	171円
ニウエ	159円
ニカラグア共和国	69円
ニジェール共和国	171円
ニューカレドニア	104円
ニュージーランド	83円
ネパール	85円
ノーフォーク島	130円
ノルウェー王国	119円
バーレーン王国	151円
ハイチ共和国	69円
パキスタン・イスラム共和国	151円
バチカン市国	119円
パナマ共和国	151円
バヌアツ共和国	104円
バハマ国	151円
パプアニューギニア独立国	104円
バミューダ諸島	93円
パラオ共和国	104円

パラグアイ共和国	85円
バルバドス	151円
パレスチナ	151円
ハワイ	43円
ハンガリー	127円
バングラデシュ人民共和国	151円
東ティモール民主共和国	130円
フィジー共和国	104円
フィリピン共和国	78円
フィンランド共和国	127円
ブータン王国	151円
プエルトリコ	151円
フェロー諸島	119円
フォークランド諸島	164円
ブラジル連邦共和国	49円
フランス共和国	107円
フランス領ギアナ	151円
フランス領ポリネシア	104円
フランス領ワリス・フテyna諸島	93円
ブルガリア共和国	127円
ブルキナファソ	171円
ブルネイ・ダルサラーム国	80円
ブルンジ共和国	171円
ベトナム社会主義共和国	88円
ベナン共和国	171円
ベネズエラ・ボリバル共和国	91円
ベラルーシ共和国	127円
ベリーズ	69円
ペルー共和国	69円
ベルギー王国	119円
ポーランド共和国	127円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	127円
ボツワナ共和国	171円
ボリビア多民族国	69円
ポルトガル共和国	119円
香港	71円
ホンジュラス共和国	151円
マーシャル諸島共和国	104円
マイヨット島	171円
マカオ	84円
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	127円
マダガスカル共和国	171円
マディラ諸島	119円
マラウイ共和国	171円
マリ共和国	171円
マルタ共和国	127円
マルチニーク島	151円

マレーシア	80円
ミクロネシア連邦	93円
南アフリカ共和国	99円
南スーダン共和国	171円
ミャンマー連邦共和国	88円
メキシコ合衆国	85円
モーリシャス共和国	171円
モーリタニア・イスラム共和国	171円
モザンビーク共和国	171円
モナコ公国	119円
モルディヴ共和国	151円
モルドバ共和国	101円
モロッコ王国	171円
モンゴル国	88円
モンセラット	112円
モンテネグロ	127円
ヨルダン・ハシミテ王国	151円
ラオス人民民主共和国	88円
ラトビア共和国	127円
リトアニア共和国	127円
リビア	171円
リヒテンシュタイン公国	119円
リベリア共和国	171円
ルーマニア	127円
ルクセンブルク大公国	127円
ルワンダ共和国	171円
レソト王国	171円
レバノン共和国	151円
レユニオン	171円
ロシア連邦	127円

2-4 国際ローミング機能に係る利用料

2-4-1 国際アウトローミング利用料

2-4-1-1 ボイスモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区 分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
グループの番号	1分までごとに次の料金額		
1	契約事業者（株式会社N T T ドコモに限ります。）がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限り、）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額	契約事業者（株式会社N T T ドコモに限ります。）がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限り、）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額	契約事業者（株式会社N T T ドコモに限ります。）がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限り、）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
備考 在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。			

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区 分	料 金 額
グループの番号	1分までごとに次の料金額
1	契約事業者（株式会社N T T ドコモに限ります。）がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（通話モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
2	
3	
4	
5	
6	
7	
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の1通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域に規定する各地域の名前の後のかっこの中の数字に対応するグループの番号の料金額を適用するものとします。

2-4-1-2 64kb/sデジタルモードに係るもの

(1) (2)以外のもの

区分	在圏する国又は地域の電気通信設備への通信	日本の電気通信設備への通信	左2欄以外の国又は地域の電気通信設備への通信
グループの番号	1分までごとに次の料金額		
1	契約事業者（株式会社N T T ドコモに限ります。）がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタルモード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額	契約事業者（株式会社N T T ドコモに限ります。）がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタルモード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額	契約事業者（株式会社N T T ドコモに限ります。）がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタルモード（在圏する国又は地域から本区分の通信を行う場合に限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
2			
3			
4			
5			
6			
備考	在圏する国又は地域の範囲は、その国際アウトローミングを提供する外国の電気通信事業者の定めるところによります。		

(2) 国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るもの

区分	料金額
グループの番号	1分までごとに次の料金額
1	契約事業者（株式会社N T T ドコモに限ります。）がX i サービス契約約款に規定する国際アウトローミング（64kb/sデジタル通信モード（国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信した通信に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
2	
3	
備考	本表の規定については、グループごとに別表3の2通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域に規定する各地域の名前の後のかっこの中の数字に対応するグループの番号の料金額を適用するものとします。

2-4-2 国際ローミング機能に係る着信に関する国際通話料
2-4-2-1 ボイスモードに係るもの

区分	料金額
取扱地域	1分までごとに次の料金額
アメリカ1	契約事業者（株式会社N T T ドコモに限ります。）が国際電話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能（通話モードに係るものに限ります。）の通信（契約者回線から行われるものに限ります。）の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
アメリカ2	
アメリカ3	
アジア1	
アジア2	
アジア3	

オセアニア	
ヨーロッパ	
アフリカ	
船舶／航空機等	
備考	本表の規定については、通話先区分ごとに別表4の1国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域に規定する取扱地域に対応する通話先区分の料金額を適用するものとします。

2-4-2-2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	料金額
取扱地域	1分までごとに次の料金額
アメリカ1	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）が国際電話サービス契約約款に規定する国際ローミング機能（デジタル通信モードに係るものに限ります。）の通信（契約者回線から行われるものに限ります。）の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
アメリカ2	
アメリカ3	
アジア	
オセアニア	
ヨーロッパ	
アフリカ	
備考	本表の規定については、通話先区分ごとに別表4の2国際ローミング機能の着信における国際通話料に規定する取扱地域に対応する通話先区分の料金額を適用するものとします。

2-4-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

グループの番号	区分の詳細	料金額
1	ア イ以外のもの	送信1回ごとに
2	イ OnAir Switzerland Sarl 及び AeroMobile AS 並びに Maritime Communications Partner as、AT&T Mobility LLC、Landssimi Islands hf.、及びVodafone Malta Limitedの船舶に係るもの	契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）がXiサービス契約約款に規定する国際アウトローミング（ショートメッセージ通信モードに係るものに限ります。）の通信の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額

2-5 付加機能利用料

2-5-1 2-5-2及び2-5-3以外のもの

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供するもの

区 分		単 位		料金額		
国際ローミング機能	契約者カードを装着した移動無線装置が、当社が別に定める国際ローミング事業者に係る電気通信サービスの提供区域に在圏している場合に、その国際ローミング事業者に係る電気通信サービスを経由してモバイルアクセスサービスを利用することができる機能	A B及びC以外の場合		1セッションにおける1の課金単位パケットごとに 0.2円		
		B 当社が別に定める特定事業者の電気通信サービスを経由する場合	1日における課金単位パケットの数の合計	10,000以下のとき	1の課金単位パケットごとに 0.2円	
				10,000を超えるとき	120,000までの部分	1のモバイルアクセス契約ごとに(日額) 2,000円
					120,000を超える部分	1の課金単位パケットごとに 0.2円
		C 当社が別に定める定額対象事業者の電気通信サービスを経由して	1日における課金単位パケットの数の合計	9,900以下のとき	1の課金単位パケットごとに 0.2円	
				9,900を超え205,000以下のとき	1のモバイルアクセス契約ごとに(日額) 1,980円	

モバイルアクセスサービスを利用する場合	200,000を超える部分	1の課金単位パケットごとに	0.2円
	205,000を超えるとき	1のモバイルアクセス契約ごとに (日額)	2,980円

備考

- 1 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーXに係る者に限りません。以下この欄において同じとします。）に限りこの機能を提供します。
- 2 当社は、当社が指定する移動無線装置に限り、この機能を提供するものとします。
- 3 モバイルアクセス契約者は、そのモバイルアクセス契約群識別番号においてこの機能を利用可能な契約者回線が存在しないときは、この機能の利用開始の請求について、契約者回線ごとの利用開始の請求に先立って、そのモバイルアクセス契約群識別番号における利用開始の請求を行っていただきます。
- 4 特定事業者又は定額対象事業者を経由してモバイルアクセスサービスを利用したときは、1のセッションにおける課金単位パケットの数をそのセッションの切断があった日における課金単位パケットの数として、1日における累計の課金単位パケットの数を計算して付加機能利用料を適用します。この場合において、セッションの設定が1時間以上継続されたときは、セッションの設定の開始時刻から起算して1時間ごとにセッションの切断があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、モバイルアクセス契約者の請求に基づき、モバイルアクセス契約者が当社に支払うべきこの機能に係る付加機能利用料の1の料金月における累計額（モバイルアクセス契約者がその料金月において確認できた付加機能利用料の額とします。以下この欄において「月間利用額」といいます。）について利用限度額（以下この欄において「利用限度額」といいます。）を設定します。
- 6 当社は、月間利用額が利用限度額を超えたことを確認したときから、その料金月の末日までの間、この機能の提供を停止します。
ただし、モバイルアクセス契約者の請求に基づく利用限度額の増加により月間利用額が利用限度額を下回ることとなったときは、この限りではありません。
- 7 前2項の規定によるほか、月間利用額が利用限度額を超過している可能性があるると当社が判断したときは、モバイルアクセス契約者から再利用の請求があるまでの間、この機能の利用を停止する場合があります。
- 8 モバイルアクセス契約者は利用限度額を超えた部分の付加機能利用料について支払いを要します。
- 9 当社は、この機能を利用している場合のモバイルアクセスサービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。

	<p>ア 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信を切断する措置</p> <p>イ セッションの設定が長時間継続されたと当社が認める場合において、その契約者回線からの通信を切断する措置</p> <p>10 当社は、この機能を利用できなかったことに伴い発生する損害については、一切の責任を負いません。</p> <p>11 この機能に係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>(注) この欄に規定する当社が別に定める国際ローミング事業者、特定事業者及び定額対象事業者は、当社のホームページ (http://www.ntt.com/business/services/network/vpn/vpn/mobile.html) にて閲覧に供します。</p>		
基本容量追加機能	1の料金月におけるモバイルアクセスに係る基本容量を追加することができる機能	追加する基本容量 512メガバイトごとに	500円 (540円)
	<p>備考</p> <p>1 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーXの通信量コースに係る者に限ります。）に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 この機能の申込みの方法については、当社が指定するところによります。</p> <p>3 基本容量の追加は、512メガバイトを単位とし、1の料金月において10,240メガバイトまで行うことができます。</p> <p>4 1のモバイルアクセス契約が利用制限後であっても、そのモバイルアクセス契約への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、利用制限を解除します。</p> <p>5 1の基本容量シェアグループに係る全てのモバイルアクセス契約が利用制限後であっても、その基本容量シェアグループに係るいずれかのモバイルアクセス契約への基本容量の追加があり利用制限の条件を満たさなくなった場合は、そのことを当社が確認したときから、その基本容量シェアグループに係る全てのモバイルアクセス契約の利用制限を解除します。この場合、基本容量シェアグループに係るモバイルアクセス契約への基本容量の追加による利用制限解除の効果は、100テラバイトを上限とします。</p> <p>6 当社は、基本容量の追加を、その申込みのあった料金月に限り適用し、1の料金月における基本容量に達していない場合であっても、基本容量追加の残量を翌料金月には追加しません。</p> <p>7 当社は、1の料金月における実際の通信量にかかわらず、この機能により申込みされた基本容量に応じた付加機能利用料を適用します。</p>		
通信制御機能	同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能	1のモバイルアクセス契約群識別番号に係る当社の指定する申込みの単位ごとに（月額）	—

	モバイルアクセスサービスから当社の Universal One サービス契約約款（第 1 編）に規定する Universal One サービスへの通信先を制御する機能	1 のモバイルアクセス契約群識別番号に係る当社の指定する申込みの単位ごとに（月額）	3,000円 (3,240円)
	<p>備考</p> <p>1 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリー X に係る者に限りま す。）に限り、モバイルアクセス契約群識別番号ごとにこの機能を提供し ます。</p> <p>ただし、アクセス方式混在機能又は国際ローミング機能を利用する場 合は、それぞれの通信方式ごとにこの機能を提供します。</p> <p>2 同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の 通信を不可能とする機能の利用にあたっては、次の例外があります。</p> <p>(1) アクセス方式混在機能を利用する場合、卸 FOMA サービスに係る 契約者回線と卸 X i サービスに係る契約者回線との間の通信を不可能 とすることはできません。</p> <p>ただし、国際ローミング機能を利用した通信については、卸 FOM A サービスに係る契約者回線と卸 X i サービスに係る契約者回線との 間の通信を不可能とします。</p> <p>(2) 通常回線（スタンバイ回線以外の契約者回線をいいます。）とスタ ンバイ回線（モバイルアクセス網に障害が発生する等の理由により、 通信経路が通常と異なる経路に切り替わった契約者回線をいいます。） との間の通信を不可能とすることはできません。</p>		
アク セ ス 方 式 混 在 機 能	1 のモバイルアクセス契約群識別番号にお いて、3G と LTE を混在可能とする機能	1 のモバイルアクセ ス契約群識別番号ご とに（月額）	—
	<p>備考 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリー X に係る者に限りま す。）に限り、モバイルアクセス契約群識別番号ごとにこの機能を提供し ます。</p>		

2-5-1-2 2-5-1-1 以外のもの

	区 分	単 位	料金額
能 簡 易 メ ー ル （ S M S ） 機	制御信号を利用し て、文字、数字又は 記号等（以下この欄 において「メッセー ジ」といいます。）	下記以外のもの	1 の送信ごとに 3円 (3.24円)
	の伝送（当社の電気 通信設備に一時蓄積 後伝送する場合を含	モバイルアクセスサ ービス区域内から外 国の電気通信事業者 の提供する電気通信 サービスの提供区域 に送信するもの	1 の送信ごとに 50円

みます。)を行うもの	国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域から送信するもの	1の送信ごとに	100円
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーXタイプ2に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、この機能を提供します。 2 この機能により行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社は、当社の電気通信設備に蓄積したメッセージを当社が別に定める時間が経過した後に削除します。 3 この機能において送信できるメッセージの文字数は、当社が別に定める数以内とします。 4 当社は、70文字（半角英数字のみの場合は160文字とします。）を超えたメッセージの送信が行われた場合は、文字数に応じてメッセージを分割して伝送するものとし、その分割されたメッセージごとにこの機能に係る付加機能利用料を適用します。 5 モバイルアクセス契約者は、国際ローミング機能を利用している場合に限り、国際ローミング事業者の提供する電気通信サービスの提供区域からこの機能に係る通信を行うことができます。 6 この機能に係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 7 削除 			

2-5-2 削除

2-5-2-1 削除

2-5-2-2 削除

2-5-3 カテゴリーWに係るもの

区分		単位	料金額
留守番電話及び不在案内機能		1のモバイルアクセス契約ごとに	300円(324円)
通話中着信機能(キャッチホン)		1のモバイルアクセス契約ごとに	200円(216円)
国際電話利用 休止機能	そのモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)に係る国際通信(通信のうち本邦と外国との間で行われるもの(契約者指定番号発信機能を利用して行った通信(ボイスモードに係るものに限ります。)に係るものに限ります。))とします。)を規制する機能	1のモバイルアクセス回線番号ごとに	—
備考	当社は、モバイルアクセス契約者(カテゴリーWに係る者に限ります。)に限りこの機能を提供します。		
国際アウトローミング機能	別表2に定める外国の電気通信事業者がモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。以下この条において同じとします。)に係る移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスを利用	1のモバイルアクセス回線番号ごとに	—

	<p>することができ る機能</p>			
	<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）に限りこの機能を提供します。 2 外国の電気通信事業者が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、屋内、山間部等電波が伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。 3 1の規定にかかわらず、利用停止等によりモバイルアクセスサービスを利用できないとき又は電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないときは、国際アウトローミングを利用することができない場合があります。 4 3の規定によるほか、国際アウトローミングの利用については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 		

2-6 ユニバーサルサービス料

1のモバイルアクセス回線番号ごとに月額

区 分	料 金 額
ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考 番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、ホームページ (http://www.tca.or.jp/universalservice/) で公表します。	

2-7 契約事業者着信機能料

当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額とします。

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容														
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 開通手数料</td> <td>モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>イ 機種変更等手数料</td> <td>次に掲げる請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 削除 (イ) コース区分の変更（(オ)に係るものを除きます。） (ウ) データ定額に係る料金の適用に関する変更 (エ) 契約者カードの再発行等（カテゴリーGを除きます。） (オ) 契約内容の変更であって、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）の卸携帯電話サービス契約約款及び料金表に規定する卸携帯電話サービスの種類の変更を伴うもの</td> </tr> <tr> <td>ウ 設定変更等手数料</td> <td>モバイルアクセスサービス（カテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>エ 譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>オ 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料</td> <td>第13条第2項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>削除</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	ア 開通手数料	モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	イ 機種変更等手数料	次に掲げる請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 削除 (イ) コース区分の変更（(オ)に係るものを除きます。） (ウ) データ定額に係る料金の適用に関する変更 (エ) 契約者カードの再発行等（カテゴリーGを除きます。） (オ) 契約内容の変更であって、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）の卸携帯電話サービス契約約款及び料金表に規定する卸携帯電話サービスの種類の変更を伴うもの	ウ 設定変更等手数料	モバイルアクセスサービス（カテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	エ 譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	オ 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	第13条第2項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	備考	削除
	種 別	内 容													
	ア 開通手数料	モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
	イ 機種変更等手数料	次に掲げる請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 削除 (イ) コース区分の変更（(オ)に係るものを除きます。） (ウ) データ定額に係る料金の適用に関する変更 (エ) 契約者カードの再発行等（カテゴリーGを除きます。） (オ) 契約内容の変更であって、契約事業者（株式会社NTTドコモに限ります。）の卸携帯電話サービス契約約款及び料金表に規定する卸携帯電話サービスの種類の変更を伴うもの													
	ウ 設定変更等手数料	モバイルアクセスサービス（カテゴリーGに係るものに限ります。）に係る電気通信設備（移動無線装置を除きます。）の設定に関する変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
	エ 譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金													
オ 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	第13条第2項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金														
備考	削除														
(2) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用	携帯電話・PHS番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、1（適用）及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。														

2 料金額

料金種別		単 位	料 金 額
開通手数料	カテゴリーXに係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	3,000円 (3,240円)
	カテゴリーGに係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額
		1の合算請求に係るモバイルアクセス契約者ごとに	当社とモバイルアクセス契約者が別に合意する額
機種変更等手数料	1 (適用) の(1)欄のイの(イ)、(ウ)又は(エ)に係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	2,000円 (2,160円)
	1 (適用) の(1)欄のイの(オ)に係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに	3,000円 (3,240円)
設定変更等手数料		10までのモバイルアクセス回線番号ごとに	2,000円 (2,160円)
譲渡承認手数料		1のモバイルアクセス契約ごとに	800円 (864円)
携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料		1のモバイルアクセス契約ごとに	3,000円 (3,240円)

第3 相互接続番号案内に関する料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 相互接続番号案内に関する料金の設定	第41条の5（相互接続番号案内に関する料金）に規定する相互接続番号案内に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が定めます。						
(2) 相互接続番号案内に関する料金の免除等の取扱い	相互接続番号案内に関する料金の免除等に係る取扱い及び相互接続番号案内に関する料金の支払いを要しない場合の取扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準ずるものとします。						
(3) 番号案内接続通信料の適用除外	番号案内接続通信料（カテゴリーWに係るものに限り。）のうち、次表に定める上限額を超えた部分については、支払いを要しません。 <table border="1" data-bbox="550 786 1316 1137"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>番号案内接続通信料</td> <td>1の電気通信番号ごとに</td> <td>契約事業者（株式会社NTTドコモに限り。）がX iサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金の上限額と同額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	料金額	番号案内接続通信料	1の電気通信番号ごとに	契約事業者（株式会社NTTドコモに限り。）がX iサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金の上限額と同額
区 分	単 位	料金額					
番号案内接続通信料	1の電気通信番号ごとに	契約事業者（株式会社NTTドコモに限り。）がX iサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金の上限額と同額					
(4) その他の取扱い	相互接続番号案内に関する料金のその他の取扱いについては、音声通信利用料に準ずるものとします。						

2 料金額

2-1 削除

2-2 カテゴリーWに係るもの

区 分	単 位	料金額
相互接続番号案内料	1の電気通信番号ごとに	契約事業者（株式会社NTTドコモに限り。）がX iサービス契約約款に規定する相互接続番号案内の利用に係るものとみなした場合に適用される料金額と同額
番号案内接続通信料		番号案内事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。）が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信にかかる料金額と同額

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の適用	ア 削除 イ 当社は、2（工事費の額）のBに規定する工事費はAに規定する工事費と合算して適用します。
(2) 削除	削除
(3) 通信制御機能に関する工事費の適用	当社は、通信制御機能に関する工事を要する場合に、通信制御機能に関する工事費を適用します。
(4) 開通サポート工事費の適用	当社は、当社とモバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者を除きます。）が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
付加機能（通信制御機能に係るものを除きます。）に関する工事	A 付加機能の利用の開始、変更又は廃止に係るもの	1の契約者回線グループ又は1のモバイルアクセス契約ごとに 2,000円 (2,160円)
	B 発信先制限機能の利用の開始又は変更に係るもの	1のモバイルアクセス契約ごとに 500円 (540円)
通信制御機能（同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能に係るものに限り、）に関する工事費	1のモバイルアクセス契約群識別番号に係る当社の指定する申込みの単位ごとに	10,000円 (10,800円)
通信制御機能（モバイルアクセスサービスから当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスへの通信先を制御する機能に係るものに限り、）に関する工事費	1のモバイルアクセス契約群識別番号に係る当社の指定する申込みの単位ごとに	10,000円 (10,800円)
開通サポート工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 削除

第2 削除

第3 利用権に関する事項の証明手数料

区 分	単 位	料金額
証明手数料	1のモバイルアクセス契約ごとに	300円(324円)

第4 支払証明書等の発行手数料

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	支払証明書1枚ごとに	400円(432円)
	預託金預り証明書1枚ごとに	400円(432円)
備考 支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。		

第5 削除

第6 削除

第7 削除

第8 削除

別表1 モバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の基本機能

種類	提供条件
<p>1 迷惑電話おことわり機能（迷惑電話ストップサービス）</p> <p>当社が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等（当社が別に定めるものに限ります。）のモバイルアクセス回線番号等を登録することにより、登録されたモバイルアクセス回線番号からの以後の着信（ボイスモード又は64kb/sデジタルモードによるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に対しておことわりする旨の案内を自動的に行う又は切断を行う機能</p>	<p>(1) 登録できる電気通信番号の数は、当社が別に定める数以内とします。</p> <p>(2) (1)に規定する数を超えて登録しようとするときは、登録されているモバイルアクセス回線番号のうち、最初に登録されたものから順に消去して登録します。</p> <p>(3) 当社は、現に登録されているモバイルアクセス回線番号からの着信に対しておことわりする旨を案内する場合、着信した時刻から当社が別に定める時間が経過した後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(4) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録されているモバイルアクセス回線番号を消去することがあります。</p> <p>(5) 当社は、現に登録されているモバイルアクセス回線番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うこと又は切断を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(6) モバイルアクセス回線番号の登録方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>2 通信中着信機能（キャッチホン）</p> <p>通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作により、現に通信中の通信（ボイスモードによるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を保留する機能</p>	<p>保留した通信については、次の通信を行うことができます。</p> <p>(1) 他の契約者回線からの着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>(2) 他の契約者回線等へ接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p>
<p>3 自動着信転送機能（転送でんわ）</p> <p>その契約者回線に着信する通信（ボイスモード又は64kb/sデジタルモードによるものに限ります。以下この欄において同じとします。）を、あらかじめ指定された他の契約者回線等に、自動的に転送する機能</p>	<p>(1) 通信時間は、この機能により転送される通信の相手（以下この欄において転送先といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線とこの機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>(2) モバイルアクセス契約者は、この機能により転送される通信の料金について支払いを要します。</p> <p>(3) この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>(4) この機能に係る転送先の契約者から、その転送</p>

	<p>される通信について間違い通信のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。</p> <p>(5) この機能により一定時間内にその契約者回線から転送される通信の回数は、当社が別に定める数以内とします。</p> <p>(6) この機能を利用している契約者回線への通信又はこの機能により転送される通信について、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を当社が確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p>
<p>4 留守番電話及び不在案内機能</p> <p>その契約者回線に着信した通信（ボイスモードによる通信又は64kb/sデジタルモードによる通信（3G324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものに限ります。）に限ります。）のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージの再生又はその契約者回線に着信した通信（ボイスモードによるものに限ります。）に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在等を案内する機能</p>	<p>(1) 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(2) (1)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージに係る情報が消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージ及び情報の復元はできません。</p> <p>(3) 64kb/sデジタルモードに係るメッセージの蓄積は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの通信（当社が別に定める場合を除きます。）に限り、行うことができます。</p> <p>(4) 64kb/sデジタルモードに係るメッセージの蓄積は、この機能の提供を受けている回線卸携帯電話に係る在圏地域（在圏地域が確認できないときは、直前に確認できた在圏地域）が、国際アウトローミングに係る営業区域内である場合は、行うことができません。</p> <p>(5) この機能を利用しているモバイルアクセス契約者は、メッセージの再生等当社が別に定める機能の利用のために行った通信（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等からの通信を含みます。）に係る料金は、支払うものとします。この場合において、その通信が協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線又は公衆電話の電話機等からの通信であるときは、その通信に関する料金は、当社が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。</p> <p>(6) この機能を利用している契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を当社が確認できないときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。</p>

	(7) 蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの蓄積時間その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
<p>5 契約者指定番号発信機能</p> <p>当社の指定する電気通信番号を付与して発信された通信（ボイスモードに係るものに限ります。）に関する料金について、料金表第1表第1（利用料）1（適用）（23）（契約者指定番号発信機能に係る通信の料金の適用）、（24）（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引）、（25）（契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引）及び（26）（契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引）に定める取扱いを受けることができる機能</p>	—

別表2 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

通信モードについて△しるしが付されているものについては、平成31年4月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	アメリカ合衆国	AT&T Mobility LLC	8	-	○
		Limitless Mobile, LLC	8	-	○
		T-Mobile USA, Inc.	8	-	○
		Commnet Wireless LLC	8	-	○
		Verizon Wireless	8	-	○
	アルゼンチン共和国	TELECOM ARGENTINA S. A.	5	-	○
		Telefonica Moviles Argentina SA	5	-	○
		AMX Argentina S. A.	5	-	○
	ウルグアイ東方共和国	Administracion Nacional de Telecomunicaciones	5	-	○
		Telefonica Moviles del Uruguay S. A	5	-	○
	英領ケイマン諸島	Cable&Wireless (West Indies)	6	-	○
	英領バージン諸島	Caribbean Cellular Telephone Limited	6	-	○
	エルサルバドル共和国	CTE TELECOM PERSONAL, S. A. DE C. V.	9	-	○
		Telefonica Moviles EL Salvador, S. A. de C. V.,	9	-	○
	ガイアナ共和国	GUYANA TELEPHONE AND TELEGRAPH Company Limited	6	-	○
カナダ	TELUS Communications Company,	8	-	○	
	BELL MOBILITY INC.,	8	-	○	
	Rogers Communications	8	-	○	

	Canada Inc.			
	Saskatchewan Telecommunications	8	-	○
キューバ共和国	Unidad de Negocios Movil ETECSA	7	-	○
グアテマラ共和国	Servicios de Comunicaciones Personales Inalambricas, S.A.	9	-	○
	Telefonica Moviles Guatemala, S.A.,	9	-	○
グアドループ島・マルティニク・仏領ギアナ	ORANGE CARAIBE	6	-	○
グアム	DOCOMOPACIFIC, INC	5	-	○
	Teleguam Holdings, LLC.	5	-	○
	PTI Pacifica, Inc.	5	-	○
コスタリカ共和国	INSTITUTO COSTARRICENSE DE ELECTRICIDAD	5	-	○
	CLARO CR TELECOMUNICACIONES, S.A.	5	-	○
	Telefonica de Costa Rica TC, S.A.	5	-	○
コロンビア共和国	COLOMBIA MOVIL S.A. E. S.P	6	-	○
	Colombia Telecomunicaciones S.A. ESP	6	-	○
	Comunicacion Celular, S.A.	6	-	○
ジャマイカ	Digicel (Jamaica) Limited	6	ただしエルサルバドル共和国での利用は9	○
チリ共和国	Entel PCS Telecomunicaciones S.A.	6	-	○
	TELEFONICA MOVILES CHILE S.A.	6	-	○
ドミニカ共和国	ALTICE HISPANIOLA, S.A.	7	-	○
	Compnaia Dominicana de Telfonos, S.A.	7	-	○
トリニダード・トバゴ	Telecommunications Services of Trinidad	6	-	○

共和国	and Tobago Ltd.,			
ニカラグア共和国	TELEFONIA CELULAR DE NICARAGUA S.A.	10	-	○
パナマ共和国	Cable&Wireless Panama, S.A.	6	-	○
	Telefonica Moviles Panama, S.A.	6	-	○
バハマ国	THE BAHAMAS TELECOMMUNICATIONS COMPANY LTD.	10	-	○
バミューダ諸島	Bermuda Digital Communications Ltd.	6	-	○
パラグアイ共和国	HOLA PARAGUAY S.A.	6	-	○
	Nucleo S.A.	6	-	○
	TELEFONICA CELULAR DEL PARAGUAY S.A.	6	-	○
プエルトリコ	Puerto Rico Telephone Company, Inc	8	-	○
フォークランド諸島	Cable & Wireless South Atlantic Limited	9	-	○
仏領サン・マルタン	Dauphin Telecom	6	-	○
ブラジル連邦共和国	TELEFONICA BRASIL S/A	6	-	○
	Oi Movel S.A.	6	-	○
	TIM CELULAR S.A.	6	4	○
ベリーズ	Belize Telemedia Limited	10	-	○
ベネズエラ・ボリバル共和国	CORPORACION DIGITEL, C.A	9	-	○
	Telecomunicaciones Movilnet, C.A.	9	-	○
ペルー共和国	AMERICA MOVIL PERU S.A.C.,	6	-	○
	Telefonica del Peru S.A.A.	6	-	○
ボリビア多民族国	ENTEL S.A.	6	-	○
	NUEVATEL PCS DE BOLIVIA S.A.	6	-	○
ホンジュラス共和国	Servicios de Comunicaciones de Honduras S.A. de C.V.	9	-	○

		Telefonica Celular S.A. (CELTEL)	9	-	○
	メキシコ合衆国	PEGASO PCS S. A. de C. V.	7 ただしエクアドルでの利用は9	-	○
		Radiomovil DIPSA S. A. de C. V. Telcel	7 ただしブラジル連邦共和国での利用は6、ニカラグア共和国での利用は10	-	○
アジア地方	アフガニスタン・イスラム共和国	Afghan Wireless Communication Company	7	-	○
		Telecom Development Company Afghanistan, Corporation	7	-	○
	アラブ首長国連邦	EMIRATES INTEGRATED TELECOMMUNICATIONS COMPANY, PJSC	5	5	○
		EMIRATES TELECOMMUNICATIONS CORPORATION	5	5	○
	イエメン共和国	Spacetel Yemen	5	-	○
		Y - Telecom,	5	-	○
	イスラエル国	Cellcom Israel Ltd.	7	5	○
		Partner Communications Company Ltd.	7	△5	○
		Pelephone Communications Ltd.,	7	-	○
	イラク共和国	Mtc Atheer Telecom Iraq Limited	6	-	○
		Korek Telecom	6	-	○
	イラン・イスラム共和国	MTN Irancell	△5	-	△
		Mobile Company of Iran	5	-	○
		Rafsajan Industrial Complex (Coop)	5	-	○
インド	Aircel Limited, Aircel Cellular Limited & Dishnet Wireless Limited	△5	-	△	
	Vodafone Idea Limited	5	-	○	
	Tata TeleServices Limited	5	-	○	

	Bharti Airtel Ltd. Bharti Hexacom Ltd.	5	-	○
	Bharat Sanchar Nigam Limited	5	-	○
インドネシ ア共和国	PT Indosat Tbk	4	2	○
	PT XL Axiata Tbk.	4	-	○
	PT Telekomunikasi Selular,	4	2	○
	PT Hutchison 3 Indonesia	4	-	○
オマーン国	Omani Qatari Telecommunications Company S. A. O. G	5	-	○
	Oman Telecommunications Company S. A. O. G.	5	-	○
カタール国	Ooredoo Q. S. C.	5	5	○
	Vodafone Qatar Q. S. C.	5	-	○
カンボジア 王国	CamGSM Company Limited.	4	-	○
	Cambodia Advance Communications Co., Ltd.	4	-	○
	Smart Axiata Co., Ltd	4	-	○
	VIETTEL (CAMBODIA) PTE. LTD	4	-	○
クウェート 国	Kuwait Telecommunication Company (K. S. C),	7	-	○
	Mobile Telecommunications Company (KSC)	7	-	○
	National Mobile Telecommunications Co.	7	-	○
サウジアラ ビア王国	Etihad Etisalat Company	5	-	○
	Saudi Telecom Company	5	-	○
	Mobile Telecommunications Company Saudi Arabia	5	-	○
シリア・ア ラブ共和国	Areeba Syria	7	-	○
	Syriatel mobile Telecom S. A.	△ 7	-	△

シンガポール共和国	SingTel Mobile Singapore Pte. Ltd.	2	3	○
	StarHub Mobile Pte Ltd,	2	3	○
	M1 Limited	2	3	○
スリランカ民主社会主義共和国	DIALOG AXIATA PLC	7	2	○
	Etisalat Lanka (Private) Limited	7	-	○
	Mobitel Private Limited	7	2	○
	Hutchison Telecommunications Lanka Pvt Ltd	7	-	○
タイ王国	True Move H Universal Communication Co., Ltd.	2	-	○
	ADVANCED WIRELESS NETWORK COMPANY LIMITED	2	-	○
	dtac TriNet Co.,Ltd	2	-	○
大韓民国	SK Telecom Co. , Ltd.	1	4	○
	KT Corporation	1	4	○
台湾	Taiwan Star Telecom Corporaition Limited	2	3	○
	Taiwan Mobile Co. , Ltd.	2	3	○
	Chunghwa TelecomCo. , Ltd. ,	2	3	○
	Far Easton Telecommunications Co.,Ltd	2	3	○
中華人民共和国	China Mobile Communications Corporation,	2	-	○
	China United Telecommunications Corporation	2	5	○
ネパール連邦民主共和国	Ncell PRIVATE LIMITED	5	-	○
	Nepal Doorsanchar Company Limited	5	-	○
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan Mobile Communications Limited	5	-	○
	Pak Telecom Mobile Limited	5	-	○

	Telenor Pakistan (Pvt) Ltd.	5	-	○
パレスチナ自治政府	Palestine Cellular Communication Ltd	10	-	○
	Wataniya Palestine Mobile Telecommunication Company	10	-	○
バーレーン王国	Bahrain Telecommunication Company	5	-	○
	VIVA BAHRAIN	5	-	○
バングラデシュ人民共和国	Robi Axiata Limited	5	-	○
	GrameenPhone Limited	5	-	○
東ティモール民主共和国	Timor Telecom	7	-	○
	Telekomunikasi Indonesia International, S.A	7	-	○
フィリピン共和国	GLOBE TELECOM, INC.	2	1	○
	SMART Communications, Inc. ,	2	1	○
ブータン王国	Tashi InfoComm Ltd	6	-	○
	B-Mobile	6	-	○
ブルネイ・ダルサラーム国	DST Communications Sdn. Bhd.	6	-	○
	PROGRESIF CELLULAR SDN BHD	6	1	○
ベトナム社会主義共和国	Viettel Group	3	ただしハイチ共和国での利用は△6、ミャンマー連邦共和国での利用は△13	○
	VNPT International	3	-	○
	MobiFone Corporation	3	-	○
	VIETNAMOBILE TELECOMMUNICATIONS JOINT STOCK COMPANY	3	-	○
香港	Hong Kong Telecommunications (HKT) Limited	2	1	○

	SmarTone Mobile Communications Limited	2	1	○
	Hutchison Telephone Co., Ltd.	2	1	○
	China Mobile Hong Kong Company Limited	2	-	○
マカオ	Companhia de Telecomunicacoes de Macau S. A. R. L.	2	1	○
	Hutchison Telephone (Macau) Company Limited	2	1	○
	SMARTONE - COMUNICACOES MOVEIS, S. A.	2	-	○
マレーシア	Celcom Axiata Berhad	2	3	○
	DIGI Telecommunications SDN BHD,	2	-	○
	Maxis Broadband Sdn. Bhd.	2	3	○
	U-Mobile Sdn Bhd,	2	3	○
ミャンマー 連邦協和国	Myanma Posts and Telecommunications	6	-	○
	TELENOR MYANMAR	6	-	○
	Ooredoo Myanmar Limited	△ 6	-	△
モルディブ 共和国	Dhivehi Raajjeyge Gulhun Plc	7	-	○
	Ooredoo Maldives Pvt Ltd	7	-	○
モンゴル国	MobiCom Corporation	7	-	○
	Unitel LLC,	7	-	○
ヨルダン・ ハシェミッ ト王国	Jordan Mobile Telephone Services Co. Ltd.,	6	-	○
	Petra Jordanian Mobile Telecommunication Company Ltd.	6	-	○
	Umniah Mobile Company	△ 6	-	△
ラオス人民 民主共和国	Lao Telecommunications,	6	-	○
	ETL Company Limited	6	-	○
	Star Telecom Co. Ltd.	6	-	○

	レバノン共和国	Mobile Interim Company No2. SAL	6	-	○
		Mobile Interim Company 1 SAL	6	-	○
オセアニア地方	オーストラリア連邦	Optus Mobile Pty Ltd.	5	3	○
		Telstra Corporation Limited	5	3	○
		Vodafone Hutchison Australia Pty Limited	5	-	○
	クック諸島	Telecom Cook Islands Limited	13	-	○
	ソロモン諸島	Solomon Telekom Company Ltd	9	-	○
		Bemobile (Solomon Islands) Limited	9	-	○
	ニューカレドニア	OPT New Caledonia	6	-	○
	ニュージーランド	TWO DEGREES NETWORKS LIMITED	5	2	○
		Spark New Zealand Trading Limited	5	-	○
		Vodafone New Zealand Limited	5	2	○
	バヌアツ共和国	Telecom Vanuatu Limited	7	-	○
	パプアニューギニア独立国	BLACK DOLPHIN Limited	10	-	○
		Digicel (PNG) Ltd,	10 ただしフィジー共和国及びナウル共和国での利用は5、サモア独立国での利用は6、バヌアツ共和国及びトンガ王国での利用は7	-	○
パラオ共和国	Palau National Communications Corporation	12	-	○	
フィジー共和国	Vodafone Fiji Pte Limited	5	-	○	
仏領ポリネシア	ONATI S. A. S	5	-	○	
	Pacific Mobile Telecom	5	-	○	
米領サモア	bluesky Communications	△ 9	-	△	

	ミクロネシア連邦	FSM Telecommunications Corporation	9	-	○
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国	Nova ehf.	5	-	○
		Landssimi Islands hf.	5	-	○
	アイルランド	Three Ireland Services (Hutchison) Limited	6	-	○
		Vodafone Ireland Limited	6	-	○
		Hutchison 3G Ireland Limited	6	-	○
		Meteor Mobile Communications	6	-	○
	アゼルバイジャン共和国	Azercell Telecom LLC	7	-	○
		"Bakcell " LLC	7	-	○
	アルバニア共和国	Telekom Albania Sh. A	7	-	○
		Vodafone Albania Sh. A	7	-	○
	アルメニア共和国	MTS Armenia CJSC	13	-	○
	アンドラ公国	Andorra Telecom, S. A. U	9	-	○
	イタリア共和国	WIND Telecomunicazioni S. p. A	6	2	○
		Telecom Italia S. p. A.	6	2	○
Vodafone Omnitel N. V.		6	2	○	
H3G SpA		6	-	○	
ウクライナ	VF Ukraine	7	-	○	
	Kyivstar JSC	7	-	○	
	Lifecell LLC	7	-	○	
ウズベキスタン共和国	Unitel LLC	7	-	○	
	"COSCOM" LLC	7	-	○	
英領ジブラルタル	Gibtelecom	9	-	○	
英国 (グレートブリテン)	Everything Everywhere Limited	5	2	○	

ン及び北ア イルランド 連合王国)	Telefonica UK Limited	5	2	○	
	Hutchison 3G UK Ltd	5	2	○	
	Vodafone Limited	5	2	○	
エストニア 共和国	Telia Eesti AS	7	2	○	
	Elisa Eesti AS	7	-	○	
オーストリ ア共和国	T-Mobile Austria GmbH,	5	2	○	
	Hutchison Drei Austria GmbH	5	-	○	
	A1 Telekom Austria AG	5	2	○	
オランダ王 国	KPN B. V.	5	2	○	
	T-mobile Netherlands BV,	5	2	○	
	Vodafone Libertel B.V.	5	2	○	
ガーンジー	Sure (Guernsey) Limited	5	ただしア センション 島/セント ヘレナ島で の利用は13	-	○
カザフスタ ン共和国	KaR-Tel LLC,	7	-	○	
	Kcell Joint Stock Company	7	-	○	
キプロス共 和国	Cyprus Telecommunication Authority	5	2	○	
	MTN Cyprus Ltd.	5	-	○	
ギリシャ共 和国	COSMOTE Mobile Telecommunications S. A.	5	-	○	
	WIND HELLAS TELECOMMUNICATIONS S. A.	5	3	○	
	Vodafone- Panafon Hellenic Telecommunications Company S. A.	5	△ 2	○	
キルギス共 和国	Sky Mobile LLC.	7	-	○	
	Closed Joint-Stock Company Alfa Telecom	7	-	○	
グリーンラ ンド	TELE Greenland A/S	6	-	○	

クロアチア 共和国	A1 Hrvatska d. o. o.	7	-	○
	Croatian Telecom Inc.	7	2	○
ジャージー	JT (Jersey) Limited	5	-	○
ジョージア	Silknet JSC	6	-	○
	Magticom Ltd.,	6	-	○
スイス連邦	Salt Mobile SA	5	2	○
	Sunrise Communications AG	5	-	○
	Swisscom Ltd	5	-	○
スウェーデン 王国	Telia Sverige AB	5	2	○
	Tele2 Sverige AB,	5	2	○
	Hi3G Access AB	5	2	○
スペイン	Orange Espagne, S.A., sociedad unipersonal	5	2	○
	Telefonica Moviles Espana S.A.	5	2	○
	Vodafone Espana S.A.U.	5	2	○
スロバキア 共和国	Slovak Telekom, a. s.	5	2	○
	Orange Slovensko a. s.	5	△ 2	○
	02 Slovakia, s. r. o.	△ 5	-	△
スロベニア 共和国	A1 Slovenija, d. d.	6	2	○
	Telekom Slovenije, d. d.	6	2	○
	Telemach, širokopasovne komunikacije, d. o. o.	6	-	○

セルビア共和国	Telenor d.o.o	7	-	○
	Telekom Srbija a.d.	7	-	○
	VIP mobile d.o.o	7	-	○
タジキスタン共和国	Babilon-Mobile	7	-	○
	Indigo Tajikistan CJSC, on behalf of Somoncom JV CJSC,	7	-	○
チェコ共和国	T-Mobile Czech Republic a.s.,	6	-	○
	02 Czech Republic a.s.	6	-	○
	Vodafone Czech Republic a.s.	6	-	○
デンマーク王国	Telenor A/S	5	-	○
	TDC Mobile A/S	5	2	○
	Telia Danmark, Branch of Telia Nattjanster Norden AB, Sweden	5	-	○
ドイツ連邦共和国	Telefonica Germany GmbH & Co. OHG	5	-	○
	Telekom Deutschland GmbH	5	2	○
	Vodafone D2 GmbH	5	2	○
トルコ共和国	TT Mobil İletişim Hizmetleri A.Ş .	5	-	○
	TURKCELL İletişim Hizmetleri A.S.,	5	5	○
	Vodafone Telekomunikasyon A.S.	5	-	○
トルクメニスタン	Economy Society "MTS-Turkmenistan"	12	-	○
	Altyn Asyr TMCCell Turkmenistan	12	-	○
ノルウェー王国	TELENOR NORGE AS	5	2	○
	Telia Norge AS	5	-	○
ハンガリー	Telenor Magyarorszag Zrt.	5	2	○
	Vodafone Hungary Mobile Telecommunications Company Limited	5	2	○
	Magyar Telekom Telecommunications	5	2	○

	Public Limited Company			
フィンランド共和国	Elisa Corporation	5	-	○
	TeliaSonera Finland Oyj	5	-	○
	DNA Ltd	5	2	○
フェロー諸島	Telefonverkio P/F	5	-	○
フランス共和国	Orange	5	2	○
	Societe Francaise du Radiotelephone	5	-	○
	Bouygues Telecom	5	2	○
ブルガリア共和国	Telenor Bulgaria EAD	6	-	○
	A1 Bulgaria EAD	6	5	○
ベラルーシ共和国	Unitary enterprise velcom	7	-	○
	Limited Liability Company Mobile TeleSystems	7	-	○
ベルギー王国	Telenet Group BVBA	5	-	○
	Proximus PLC	5	2	○
	ORANGE Belgium nv/SA	5	2	○
ポーランド共和国	Polkomtel Sp. z o. o.	6	2	○
	T-mobile Polska SpolkaAkcyjna	6	2	○
	Orange Polska S. A.	6	-	○
	P4 Sp. Z. o. o.	6	-	○
ボスニア・ヘルツェゴビナ	BH TELECOM, Joint Stock Company, Sarajevo	7	-	○
	RS TELECOMMUNICATIONS Joint Stock Company Banja Luka MOBI ' S,	7	-	○
ポルトガル共和国	NOS Comunicacoes, S. A.	6	2	○
	MEO-Servicos de Comunicacoes e Multimedia, S. A.	6	2	○
	Vodafone Portugal - Comunicacoes Pessoais	6	-	○

	S. A.			
マケドニア 旧ユーゴス ラビア共和 国	one. Vi DOOEL Skopje	6	-	○
マルタ共和 国	Vodafone Malta Limited	7	-	○
	MOBISLE COMMUNICATIONS LIMITED	7	-	○
マン島	Manx Telecom Trading Limited	5	-	○
モナコ公国	Monaco Telecom	5	-	○
モルドバ共 和国	ORANGE MOLDOVA S. A.	6	-	○
	Moldtelecom S. A.	6	-	○
モンテネグ ロ	Drustvo za telekomunikacije MTEL d. o. o	7	-	○
	Telenor llc, Montenegro	△ 7	-	△
ラトビア共 和国	Latovijas Mobilais Telefons SIA,	6	-	○
リトアニア 共和国	Telia Lietuva, AB	7	-	○
リヒテンシ ュタイン公 国	Salt (Liechtenstein) AG	5	-	○
ルーマニア	Orange Romania S. A	7	5	○
	Vodafone Romania S. A	7	5	○
ルクセンブ ルク大公国	PROXIMUS LUXEMBOURG S. A.	5	2	○
	POST Luxembourg	5	-	○
ロシア	Limited Liability Company <<T2 Mobile>>	7	-	○
	Public Joint Stock Company "Vimple- Communications"	7	-	○
	Megafon, Public Joint Stock Company,	7	-	○
	Mobile TeleSystems Public Joint Stock Company	7	-	○
	Tvoi Mobil'nye	△ 7	-	△

		Tekhnologiilimited liability company			
アフリカ地方	アルジェリア民主人民共和国	ATM MOBILIS Algerie Telecom mobile	6	-	○
		OPTIMUM TELECOM ALGERIE Spa	6	-	○
	アンゴラ共和国	Unitel SA,	9	-	○
		MOVICEL TELECOMUNICACOES S. A.	9	-	○
	ウガンダ共和国	Airtel Uganda Ltd	6	-	○
		Africell Uganda Limited	△ 6	-	△
	エジプト・アラブ共和国	Orange Egypt for Telecommunications	6	-	○
		Etisalat Misr,	6	6	○
		Vodafone Egypt Telecommunications S. A. E.	6	6	○
	エスワティニ王国	Swazi MTN Limited	5	-	○
	エチオピア連邦民主共和国	Ethio Telecom	7	-	○
	ガーナ共和国	Ghana Telecommunications Company Limited	5	-	○
		ScanCom Limited	5	-	○
	カーボヴェルデ共和国	CVMovel, S. A.	13	-	○
	ガボン共和国	Celtel Gabon S. A.	6	-	○
		LIBERTIS GABON	△ 6	-	△
	カメルーン共和国	MTN Cameroon	13	-	○
	ガンビア共和国	Africell (Gambia) Ltd.	13	-	○
		QCell Limited	13	-	○
	ギニア共和国	Areeba Guinee S. A.	7	-	○
Orange Guinee SA		7	-	○	
ギニアビサウ共和国	Spacetel (MTN) Guinea Bissau	13	-	○	

ケニア共和国	Safaricom Limited	7	-	○
	Airtel Networks Kenya Limited	7	-	○
	Telkom Kenya Limited	7	-	○
コートジボワール共和国	Orange Cote d'Ivoire S.A.	9	-	○
	MTN Cote d'Ivoire S.A.,	9	-	○
コモロ連合	Societe Nationale des Telecommunications	10	-	○
コンゴ共和国	airtel Congo S.A.	9	-	○
	Africell RDC SA.	△ 9	-	△
コンゴ民主共和国	Celtel Congo (RDC) SARL	9	-	○
サントメ・プリンシペ共和国	Companhia Santomense de Telecomunicacoes, S.A.R.L.,	7	-	○
ザンビア共和国	Celtel Zambia Limited,	7	-	○
シエラレオネ共和国	Orange (SL) Limited	6	-	○
	Africell-Lintel (SL) Ltd.	6	-	○
ジブチ共和国	Djibouti Telecom	7	-	○
ジンバブエ共和国	Econet Wireless	10	-	○
	Telecel Zimbabwe (pvt) Ltd	10	-	○
スーダン共和国	SUDANESE MOBILE TELEPHONE CO. LTD	6	-	○
	MTN Sudan Co. LTD	△ 6	-	△
セーシェル共和国	Cable and Wireless (Seychelles)Ltd	7	-	○
赤道ギニア共和国	GREEN COM S.A.	11	-	○
セネガル共和国	Sonatel Mobiles	6	-	○
	SENTElgsm S.A	6	-	○
タンザニア連合共和国	Vodacom Tanzania Limited	7	-	○
	Mic Tanzania Ltd	7	-	○

チャド共和国	Celtel Tchad S.A.	13	-	○
	Millicom Tchad S.A.	13	-	○
中央アフリカ共和国	Orange Centrafrique	5	-	○
チュニジア共和国	Tunisie Telecom	5	-	○
	Ooredoo Tunisie SA	5	-	○
	Orange Tunisie	5	-	○
トーゴ共和国	TOGO CELLULAIRE	6	-	○
ナイジェリア連邦共和国	Glo Mobile Limited,	5	-	○
	MTN Nigeria Communications Limited	5	-	○
ナミビア共和国	Mobile Telecommunications Limited	6	-	○
ニジェール共和国	Celtel Niger S.A.	7	-	○
ブルキナファソ	Orange Burkina Faso S.A.	9	-	○
	Office National des Telecommunications	△ 9	-	△
ブルンジ共和国	Econet Wireless Wireless Burundi S.A.	7	-	○
ベナン共和国	Spacotel Benin S.A.	14	-	○
ボツワナ共和国	Orange (Botswana) (Pty) Ltd	7	-	○
	MASCOM WIRELESS (Pty) Ltd	7	-	○
マダガスカル共和国	Orange Madagascar	7	-	○
	Telecom Malagasy S.A.	7	-	○
マラウイ共和国	Airtel Malawi Limited	6	-	○
マリ共和国	Orange Mali S.A.	13	-	○
	Malitel SA	13	-	○
南アフリカ共和国	Cell C (Pty) Ltd,	5	-	○
	Vodacom (Pty) Ltd,	5	-	○
	Mobile Telephone Networks (Pty) Ltd	5	6	○

南スーダン共和国	MTN, South Sudan	6	-	○
	Sudanese Mobile Telephone Co.	△ 6	-	△
モーリシャス共和国	Emtel Limited	6	1	○
	Cellplus Mobile Communications Ltd	△ 6	-	△
	MAHANAGAR TELEPHONE (MAURITIUS) LIMITED	6	-	○
モーリタニア・イスラム共和国	Mauritel Mobiles	7	-	○
モザンビーク共和国	VM, SA	6	-	○
モロッコ王国	ITISSALAT AL MAGHRIB S. A.	6	5	○
	Orange Maroc	6	-	○
	WANA CORPORATE	6	-	○
リビア	Libyana Mobile Phone	7	-	○
リベリア共和国	Orange Liberia	9	-	○
ルワンダ共和国	MTN RWANDA CELL	6	-	○
	Airtel Rwanda Limited	6	-	○
レソト王国	Vodacom Lesotho (Pty) Ltd	7	-	○
レユニオン島	Orange Reunion	6	-	○
	OUTREMER TELECOM	6	-	○
備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があった時は、インターネット等を利用してその事を掲示します。				

2 船舶／航空機等における国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

区分	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ		
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	ショートメッセージ通信モード

船舶/航空機等	OnAir Switzerland Sarl	15	-	○
	AeroMobile AS,	15	-	○
	Telenor Maritime AS	15	-	○
	Landssimi Islands hf.	15	-	○
	Vodafone Malta Limited	15	-	○
	AT&T Mobility LLC	15	-	○
備考 上記の国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者は、予告なく変更されることがあります。変更があった時は、インターネット等を利用してその事を掲示します。				

別表3 通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	<p>アメリカ合衆国（本土）（3 ただし、AT&T Mobility LLCの船舶に係る利用は6）、アラスカ（3）、アルゼンチン共和国（2）、アルバ（7）、アンギラ（7）、アンティグア・バーブーダ（7）、ウルグアイ東方共和国（7）、エクアドル共和国（4）、エルサルバドル共和国（4）、オランダ領アンティル（7）、オランダ領シント・マールテン（7）、ガイアナ共和国（7）、カナダ（3）、キューバ共和国（2）、グアテマラ共和国（4）、グアドループ島（7）、グアム（2）、グレナダ（7）、コスタリカ共和国（7）、米領バージン諸島（3）、コロンビア共和国（2）、サイパン（2）、サンピエール島（7）、ジャマイカ（7）、スリナム共和国（7）、セントクリストファー・ネイビス（7）、セントビンセント及びグレナディーン諸島（7）、セントルシア（7）、タークス・カイコス諸島（7）、チリ共和国（7）、ドミニカ共和国（2）、ドミニカ国（7）、トリニダード・トバゴ共和国（7）、ニカラグア共和国（4）、ハイチ共和国（7）、パナマ共和国（2）、バハマ国（4）、バミューダ諸島（7）、パラグアイ共和国（7）、バルバドス（7）、ハワイ（3）、プエルトリコ（3）、フォークランド諸島（2）、ブラジル連邦共和国（7）、ベネズエラ・ボリバル共和国（7）、ベリーズ（4）、ペルー共和国（7）、ボリビア多民族国（7）、ホンジュラス共和国（4）、マルティニク（7）、メキシコ合衆国（2）、モンセラット（7）、英領ケイマン諸島（7）、英領バージン諸島（7）、仏領ギアナ（7）、仏領サン・マルタン（7）</p>
アジア地方	<p>アフガニスタン・イスラム共和国（2）、アラブ首長国連邦（7）、イエメン共和国（7）、イスラエル共和国（7）、イラク共和国（7）、イラン・イスラム共和国（7）、インド（2）、インドネシア共和国（1）、オマーン国（7）、カタール国（7）、カンボジア王国（7）、サウジアラビア王国（7）、シリア・アラブ共和国（7）、シンガポール共和国（1）、スリランカ民主社会主義共和国（2）、タイ王国（1）、ネパール連邦民主共和国（2）、バーレーン王国（7）、パキスタン・イスラム共和国（2）、パレスチナ自治政府（4）、バングラデシュ人民共和国（2）、フィリピン共和国（1）、ブータン共和国（2）、ブルネイ・ダルサラーム国（2）、ベトナム社会主義共和国（7）、マカオ（1）、マレーシア（7）、ミャンマー連邦共和国（2）、モルディブ共和国（2）、モンゴル国（7）、ヨルダン・ハシェミット王国（7）、ラオス人民民主共和国（7）、レバノン共和国（7）、香港（1）、台湾（1）、大韓民国（7）、中華人民共和国（1）、東ティモール民主共和国（7）</p>
オセアニア地方	<p>オーストラリア連邦（7）、クック諸島（7）、クリスマス島（7）、ソロモン諸島（7）、サモア独立国（7）、トンガ王国（7）、ナウル共和国（7）、ニューカレドニア（7）、ニュージーランド（7）、バヌアツ共和国（7）、パプアニューギニア独立国</p>

	(4)、パラオ共和国 (5)、フィジー共和国 (7)、仏領ポリネシア (7)、米領サモア (4)、ミクロネシア連邦 (4)
ヨーロッパ地方	アイスランド共和国 (7 ただし、Landssimi Islands hf.の船舶に係る利用は6)、アイルランド (7)、アゼルバイジャン共和国 (7)、アゾレス諸島 (7)、アルバニア共和国 (7)、アルメニア共和国 (7)、アンドラ公国 (7)、イタリア共和国 (7)、ウクライナ (2)、ウズベキスタン共和国 (2)、エストニア共和国 (7)、オーストリア共和国 (7)、オランダ王国 (7)、ガーンジー (7)、カザフスタン共和国 (7)、カナリア諸島 (7)、キプロス共和国 (7)、ギリシャ共和国 (7)、キルギス共和国 (2)、グリーンランド (7)、クロアチア共和国 (7)、コソボ共和国 (7)、サンマリノ共和国 (7)、ジャージー (7)、ジョージア (7)、スイス連邦 (7 ただし、OnAirSwitzerland Sarlの利用は6)、スウェーデン王国 (7)、スペイン (7)、スペイン領北アフリカ (7)、スロバキア共和国 (7)、スロベニア共和国 (7)、セルビア共和国 (7)、チェコ共和国 (7)、デンマーク王国 (7)、ドイツ連邦共和国 (7)、トルクメニスタン (5)、トルコ共和国 (7)、ノルウェー王国 (7 ただしAeroMobile AS、及びTelenor Maritime ASの利用は6)、バチカン市国 (7)、ハンガリー (7)、フィンランド共和国 (7)、フェロー諸島 (7)、フランス共和国 (7)、ブルガリア共和国 (7)、ベラルーシ共和国 (7)、ベルギー王国 (7)、ポーランド共和国 (7)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (7)、ポルトガル共和国 (7)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 (2)、マデイラ諸島 (7)、マルタ共和国 (7 ただし、Vodafone Malta Limitedの船舶に係る利用は6)、マン島 (7)、モルドバ共和国 (7)、ラトビア共和国 (7)、リトアニア共和国 (7)、リヒテンシュタイン公国 (7)、ルーマニア (7)、ルクセンブルグ大公国 (7)、ロシア (7)、英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) (7)、英領ジブラルタル (7)
アフリカ地方	アセンション島 (7)、アルジェリア民主人民共和国 (7)、アンゴラ共和国 (7)、ウガンダ共和国 (7)、エジプト・アラブ共和国 (7)、エスワティニ王国 (7)、エチオピア連邦民主共和国 (7)、ガーナ共和国 (7)、カーボヴェルデ共和国 (7)、ガボン共和国 (7)、カメルーン共和国 (7)、ガンビア共和国 (7)、ギニア共和国 (7)、ギニアビサウ共和国 (7)、ケニア共和国 (7)、コートジボワール共和国 (7)、コモロ連合 (4)、コンゴ共和国 (7)、コンゴ民主共和国 (7)、サントメ・プリンシペ民主共和国 (7)、ザンビア共和国 (7)、シエラレオネ共和国 (7)、ジブチ共和国 (2)、ジンバブエ共和国 (4)、スーダン共和国 (7)、赤道ギニア共和国 (7)、セネガル共和国 (7)、セントヘレナ島 (7)、タンザニア連合共和国 (7)、チャド共和国 (7)、中央アフリカ共和国 (7)、トーゴ共和国 (7)、ナイジェリア連邦共和国 (7)、ナミビア共和国 (7)、ニジェール共和国 (7)、ブルキナファソ (7)、ブルンジ共和国 (7)、ベナン共和国 (7)、ボツワナ共和国 (7)、マイヨット島 (7)、マダガスカル共和国 (7)、マラウイ共和国 (7)、マリ共和国 (7)、南アフリカ共和国 (7)、南スーダン共和国 (7)、モザンビーク共和国 (7)、モーリシャス共和国 (2)、モーリタニア・イスラム共和

	国（7）、モロッコ王国（7）、リビア（7）、リベリア共和国（7）、ルワンダ共和国（7）、レソト王国（7）、レユニオン島（7）
--	--

2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

区分	取扱地域
南・北アメリカ地方	ブラジル連邦共和国（3）
アジア地方	アラブ首長国連邦（3）、イスラエル共和国（3）、インドネシア共和国（1）、カタール国（3）、クウェート国（2）、シンガポール共和国（1）、スリランカ民主社会主義共和国（1）、香港（1）、台湾（1）、大韓民国（3）、中華人民共和国（2）、フィリピン共和国（1）、ブルネイ・ダルサラーム国（1）、マカオ（1）、マレーシア（1）
オセアニア地方	オーストラリア連邦（7）、クック諸島（7）、クリスマス島（7）、ソロモン諸島（7）、サモア独立国（7）、トンガ王国（7）、ナウル共和国（7）、ニューカレドニア（7）、ニュージーランド（7）、バヌアツ共和国（7）、パプアニューギニア独立国（4）、パラオ共和国（5）、フィジー共和国（7）、仏領ポリネシア（7）、米領サモア（4）、ミクロネシア連邦（4）
ヨーロッパ地方	アゾレス諸島（3）、イタリア共和国（3）、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）（3）、エストニア共和国（3）、オーストリア共和国（3）、オランダ王国（3）、カナリア諸島（3）、キプロス共和国（3）、ギリシャ共和国（3）、クロアチア共和国（3）、コソボ共和国（3）、サンマリノ共和国（3）、スイス連邦（3）、スウェーデン王国（3）、スペイン（3）、スペイン領北アフリカ（3）、スロバキア共和国（3）、スロベニア共和国（3）、タジキスタン共和国（2）、デンマーク王国（3）、ドイツ連邦共和国（3）、トルコ共和国（3）、ノルウェー王国（3）、バチカン市国（3）、ハンガリー（3）、フィンランド共和国（3）、フランス共和国（3）、ブルガリア共和国（3）、ベルギー王国（3）、ポーランド共和国（3）、ポルトガル共和国（3）、マルタ共和国（3）、モナコ公国（3）、モンテネグロ（3）、ルーマニア（3）、ルクセンブルグ大公国（3）
アフリカ地方	エジプト・アラブ共和国（3）、チュニジア共和国（3）、南アフリカ共和国（3）、モーリシャス共和国（1）、モロッコ王国（2）

別表4 国際ローミング機能の着信における国際通話料に係る取扱地域

1 ボイスモードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	アメリカ1	アメリカ合衆国（本土）（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、アラスカ、カナダ、グアム、サイパン、ハワイ、プエルトリコ、米領バージン諸島
	アメリカ2	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、英領ケイマン諸島、英領バージン諸島、グレナダ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、メキシコ合衆国、モンセラット
	アメリカ3	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、オランダ領シント・マールテン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島、ミクロン島、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、仏領ギアナ、仏領サン・マルタン、ブラジル連邦共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア多民族国、ホンジュラス共和国、マルティニク
アジア地方	アジア1	大韓民国、北朝鮮、台湾、中華人民共和国、香港、マカオ
	アジア2	インドネシア共和国、カンボジア王国、シンガポール共和国、タイ王国、東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ラオス人民民主共和国
	アジア3	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、バーレーン王国、パレスチナ自治政府、バングラデシュ人民共和国、ブータン共和国、ミャンマー連邦共和国、モルディブ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシエミット王国、レバノン共和国
オセアニア地方	オセアニア	オーストラリア連邦、キリバス共和国、クック諸

		島、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ソロモン諸島、サモア独立国、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ノーフォーク島、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、フィジー共和国、仏領ポリネシア、仏領ワリス・フテュナ諸島、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アイスランド共和国（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、英領ジブラルタル、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ガーンジー、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、ジャージー、ジョージア、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国（船舶／航空機等に規定する取扱地域以外のもの）、バチカン市国、ハンガリー、フィンランド共和国、フェロー諸島、フォークランド諸島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マン島、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、ルーマニア、ロシア
アフリカ地方	アフリカ	アセンション島（ただし CABLE AND WIRELESS GUERNSEY LIMITED 出の利用はヨーロッパ）、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボヴェルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア島、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット

		島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モザンビーク共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン島
インマルサット移動地球局		インマルサットF、インマルサットBGAN/FB/SB
特定衛星携帯電話		イリジウム衛星携帯電話、スラーヤ衛星携帯電話
船舶／航空機等		各国事業者の船舶／航空機取扱地域、及びグローバルサービスに係るもの
備考		セーシェル共和国及びディエゴ・ガルシア島への通話については、当分の間、取り扱いを中止します。

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	アメリカ	ブラジル
アジア地方	アジア 1	台湾、大韓民国、中国、香港、マカオ
	アジア 2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア
	アジア 3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、インド、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、スリランカ
オセアニア地方	オセアニア	オーストラリア連邦、ニュージーランド
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、ギリシャ共和国、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルコ共和国、ノルウェー王国、パチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、モンテネグロ、ラトビア共和国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、ロシア
アフリカ地方	アフリカ	エジプト・アラブ共和国、チュニジア共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国

附 則

この約款は、平成14年10月18日から実施します。

附 則（平成15年1月30日経企第1246号）

この改正規定は、平成15年2月6日から実施します。

附 則（平成16年3月29日経企第1289号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成17年3月29日BBサ第473号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年5月23日BBマ第48号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。
（料金の適用）
- 2 この附則の第3項及び第4項に規定する料金の適用については、当社が別に定める申込書により当社に請求があった場合に適用します。
- 3 平成17年6月1日から平成17年8月31日までの間に、モバイルアクセスサービス（1型に限ります。以下同じとします。）に係るモバイルアクセス契約の申込（99を超える1の申込であって、かつ当社が別に定める通信の相手先に係る番号が同一である場合に限り、）を当社が承諾した場合であって、その利用の開始が平成17年11月30日までに行われた場合には、料金表第1表（料金）第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、下記の料金額を適用します。
（注）当社が別に定める通信の相手先に係る番号は、IP伝送サービス契約約款に規定するモバイルアクセス着信番号とします。

区 分	料 金 額
99を超え299までのモバイルアクセス契約の申込について、1のモバイルアクセス契約ごとに月額	6,000円（6,480円）
299を超えるモバイルアクセス契約の申込について、1のモバイルアクセス契約ごとに月額	5,500円（5,940円）

- 4 平成17年6月1日から平成17年8月31日までの間に、モバイルアクセスサービスに係るモバイルアクセス契約の申込を当社が承諾した場合であって、その利用の開始が平成17年11月30日までに行われた場合には、料金表第1表第2（手続きに関する料金）の表に規定する開通手数料の額にかかわらず、その開通手数料について適用しません。

附 則（平成17年7月27日BBサ第106号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。
- 2 BBマ第48号（平成17年5月23日）の附則3中、「1型に限ります。」を「1型（128kbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）に限ります。」に改めます。

附 則（平成19年1月26日BBサ第289号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとし、

附 則（平成19年9月4日BBサ第700310号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成19年9月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のモバイルアクセスサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のモバイルアクセスサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス	モバイルアクセスサービス 区別がタイプ1のもの
--------------	----------------------------

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならないなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則 (平成19年10月25日 B B プ第700333号)

この改正規定は、平成19年10月25日から実施します。

附 則 (平成19年12月21日 B B 企第700223号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

(ユニバーサルサービス料に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成19年12月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならないなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則 (平成19年12月26日 B B サ第700442号)

この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

附 則 (平成19年12月28日 B B サ第700445号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則 (平成20年3月28日 B B サ第700613号)

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

附 則 (平成20年7月24日 B B サ第800148号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年7月29日から実施します。

(モバイルアクセスサービスの種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、この約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス タイプ1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリPに係るもの タイプ1に係るもの
モバイルアクセスサービス タイプ2に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリPに係るもの タイプ2に係るもの

附 則 (平成20年8月28日BB第800186号)

この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附 則 (平成20年9月30日BBサ第800263号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年1月27日BBサ第800410号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
(ユニバーサルサービス料に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成21年1月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年2月18日BBサ第800449号)

この改正規定は、平成21年2月18日から実施します。

附 則 (平成21年2月24日BBサ第800456号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリP タイプ2 料金表第1表(料金)に規定する .Phoneユビキタスコース	モバイルアクセスサービス カテゴリP タイプ2 料金表第1表(料金)に規定する .Phoneユビキタスコース プラン1のもの
--	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成21年3月27日BBサ第800518号)

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附 則（平成21年4月10日BBサ第800538号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年4月14日から実施します。
（料金の適用に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の料金適用をうけているモバイルアクセス契約者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の料金適用をうけているVPN契約者とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの 料金表第1表（料金）に規定する タイプ2に係るもの
-----------------------------	---

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかったモバイルアクセスサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じたモバイルアクセスサービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（料金の適用）

- 5 平成21年4月14日から平成21年9月30日まで（同一の者に係る1又は複数のモバイルアクセス契約の申込み（同一の日に係るものに限ります。）を1とした場合に、当社が承諾した申込みの数が100となった日を含む暦月の末日が平成21年7月31日以前の場合は、その翌月末日まで。）の間に、モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るモバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、当社がこれを承諾した場合であって、その利用の開始が平成21年10月31日までに行われたときには、料金表第1表第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、次表の料金額を適用します。

ただし、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、その申込みと同時に、この附則の5に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

区分	料金額
タイプ1に係るもの	2,980円（3,218.4円）

- 6 5の場合において、第9条の2（定期利用期間）第1項、第2項及び第7項並びに料金表第1表第1の1適用(8)に「モバイルアクセスサービス」とあるのは「モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）」と読み替えるものとし、「モバイルアクセス契約」とあるのは「モバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）」と読み替えるものとします。

附 則（平成21年6月17日BBサ第900057号）

この改正規定は、平成21年6月18日から実施します。

附 則（平成21年7月22日BNSサ第900047号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年7月23日から実施します。
（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーP タイプ2 .Phoneユビキタスコース プラン2のもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーP タイプ2 .Phoneユビキタスコース プラン2のもの タイプ1のもの
---	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成21年9月30日BNSサ第900264号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 当社は、平成21年10月1日から平成21年10月31日までにおいて、別記10の6の(1)は次のとおり読み替えるものとします。
- (1) 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーP（タイプ2に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）から請求があったときには、その移動無線装置（当社が別に定める機種に限ります。以下この別記10の6において同じとします。）について端末サポートサービスを提供します。この場合において、モバイルアクセス契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。

附 則（平成21年10月21日BNSサ第900321号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年10月23日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの 定額プランに係るもの
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年3月26日BNSネサ第900066号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年3月18日BNSネサ第900065号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成22年4月2日から実施します。
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱いします。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの 定額プランに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの 定額プランに係るもの
モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの W定額プランに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの W定額プランに係るもの

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年5月20日BNSユ第000117号）

この改正規定は、平成21年5月24日から実施します。

附 則（平成22年5月31日BNSユ第000156号）

この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

附 則（平成22年6月30日BNSネサ第000059号）

この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

附 則（平成22年6月30日BNSユ第000231号）

この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

附 則（平成22年6月30日BNS販第000232号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成22年7月6日から実施します。
（料金の適用）
- 平成22年7月6日から平成22年9月30日までの間に、モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るモバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）の申込みをし、当社がこれを承諾した場合であって、その利用の開始が平成22年10月31日までに行われたときには、料金表第1表第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、次表の料金額を適用します。
ただし、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、その申込みと同時に、この附則の2に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

区 分	コース区分	料 金 額
コース1に係るもの	定額プランに係るもの	2,980円（3,218.4円）

3 2の場合において、第9条の2（定期利用期間）第1項、第2項及び第7項並びに料金表第1表第1の1適用(8)に「モバイルアクセスサービス」とあるのは「モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）」と読み替えるものとし、「モバイルアクセス契約」とあるのは「モバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）」と読み替えるものとします。

附 則（平成22年6月28日BNSネサ第000053号）

この改正規定は、平成22年7月31日から実施します。

附 則（平成22年7月30日BNSユ第000283号）

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則（平成22年8月26日BNSユ第000328号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成22年9月1日から平成23年3月31日までの間に、付加機能（国際ローミング機能（定額対象事業者の電気通信サービスを経由してモバイルアクセスサービスを利用する場合に限ります。）に限ります。）を利用する場合において、1日における課金対象パケット数の合計が7,400を超えるときの付加機能利用料は、料金表第1表第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する付加機能利用料の額にかかわらず、次のとおりとします。

単 位	料 金 額
1 モバイルアクセス回線ごとに	1,480円

附 則（平成22年9月30日BNSユ第000401号）

この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

附 則（平成22年10月29日BNSユ第000449号）

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

附 則（平成22年11月29日BNSユ第000499号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。

（その他）

2 BNSユ第000328号（平成22年8月26日）の附則2（経過措置）中「国際ローミング定額事業者」を「定額対象事業者」に改めます。

附 則（平成22年11月18日BNSユ第000477号）

この改正規定は、平成22年12月31日から実施します。

附 則（平成23年1月7日BNS販第000575号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年1月11日から実施します。

（料金の適用）

2 平成23年1月11日から平成23年4月30日までの間に、モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係るモバイルアクセス契約の申込みをし、当社がこれを承諾した場合であって、平成23年5月31日までにその申込みに係るモバイルアクセスサービスの利用を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により利用を開始できなかった場合を除きます。）、料金表

第1表第1（利用料）の2（料金額）の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、次表に定める料金を適用します。

ただし、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、その申込みと同時に、次表に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

区 分	コース区分	料 金 額
コース1に係るもの	定額プランに係るもの	2,980円 (3,218.4円)

- 3 2の場合において、第9条の2（定期利用期間）第1項、第2項及び第7項並びに料金表第1表第1の1適用(8)に「モバイルアクセスサービス」とあるのは「モバイルアクセスサービス（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）と読み替えるものとし、「モバイルアクセス契約」とあるのは「モバイルアクセス契約（カテゴリーC（タイプ1（コース1（定額プランに係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）に係るもの）に限り。）と読み替えるものとします。

附 則（平成23年6月6日BNSユ第100111号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年6月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの タイプ2に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの
モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの タイプ2に係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの プラン2に係るもの タイプ1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの プラン2に係るもの パターン1に係るもの
モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの タイプ2に係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの プラン2に係るもの タイプ2に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの プラン2に係るもの パターン2に係るもの

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年6月22日BNSユ第100136号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年6月22日BNSニ第100136号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年9月29日VVサ第100178号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年10月4日から実施します。
（料金の適用）
- 2 平成23年10月4日から平成24年1月31日までの間にモバイルアクセス契約者（カテゴリーSに係る者に限ります。）が簡易メール（SMS）通信を利用したときは、料金表第1表（料金）に規定する簡易メール（SMS）通信利用料を適用しません。

附 則（平成23年12月22日VVサ第100463号）

この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。

附 則（平成23年12月22日NSク第100090号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの 定額プランに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの コース1に係るもの 定額プランに係るもの 通信の相手先がIP通信網サービス契約約款に規定するデータ着信サービスとなるもの
---	--

附 則（平成24年1月24日NSオ第100257号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。
（料金の適用）
- 2 VVサ第100178号（平成23年9月29日）の附則2中「平成24年1月31日」を「平成24年3月31日」に改めます。

附 則（平成24年3月21日NSオ第100385号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

(その他)

4 B N S コ第100111号(平成23年6月6日)の附則の2を平成24年4月1日をもって削除します。

附 則(平成24年3月28日 N S オ第100415号/平成24年3月28日 N S 販第100772号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。

(料金の適用)

2 当社は、平成24年4月2日から平成24年8月31日までの間にモバイルアクセス契約(カテゴリーLに係るものに限ります。)の申込みをし、当社がこれを承諾した場合であって、平成24年10月5日までにその申込みに係るモバイルアクセスサービスの利用を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により利用を開始できなかった場合を除きます。)、料金表第1表第1(利用料)の2(料金額)の表に規定する定額利用料の額にかかわらず、次表に定める料金を適用します。

ただし、モバイルアクセス契約の申込みをした者が、その申込みと同時に、次表に規定する料金を適用しない旨の意思表示をした場合はこの限りではありません。

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

区分	内容
定額プランに係るもの	3,800円(4,104円)

3 2の適用を受けるモバイルアクセス契約には、モバイルアクセスサービスの提供を開始した日から起算して2年間の最低利用期間があります。最低利用期間内にモバイルアクセス契約の解除又はモバイルアクセスサービスのコース区分の変更があったときは、モバイルアクセス契約者は、10,000円を一括して支払っていただきます。この場合において、当社はその支払いを要する額に消費税相当額を加算しません。

附 則(平成24年5月16日 N S オ第200044号)

この改正規定は、平成24年5月18日から実施します。

附 則(平成24年5月23日 N S オ第200056号)

この改正規定は、平成24年5月31日から実施します。

附 則(平成24年5月30日 N S オ第200073号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

(料金の適用)

2 当社は、附則(平成21年4月10日 B B サ第800538号)の5、附則(平成22年6月30日 B N S 販第000232号)の2又は附則(平成23年1月7日 B N S 販第000575号)の2の適用を受けているモバイルアクセス契約について、そのモバイルアクセスサービスの通信の相手先の変更があったときは、料金表第1表(料金)の規定にかかわらず、次表に定める料金を適用します。

区分	内容
定額プランに係るもの	2,980円(3,218.4円)

3 2の場合において、第9条の2(定期利用期間)第1項、第2項及び第7項並びに料金表第1表第1の1適用(8)に「モバイルアクセスサービス」とあるのは「モバイルアクセスサービス(カテゴリーC(タイプ1(コース1(定額プランに係るも

の)に限ります。)に限ります。)に限ります。)に限ります。)に限ります。)と読み替えるものとし、「モバイルアクセス契約」とあるのは「モバイルアクセス契約(カテゴリーC(タイプ1(コース1(定額プランに係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)に係るものに限ります。))と読み替えるものとします。

附 則 (平成24年6月27日NSオ第200107号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。
この場合、右欄の契約に係るモバイルアクセス契約の区分及びコース区分については、左欄の契約に係るモバイルアクセス契約の区分及びコース区分に相当するものとします。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの タイプ1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの
--	-----------------------------

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成24年6月28日NSオ第200111号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成24年7月1日から平成24年8月31日までの間に、国際ローミング機能を利用した場合(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国において、定額事業者の電気通信サービスを利用した場合に限ります。)は、料金表第1表(料金)第1(利用料)2(料金額)2-4(付加機能利用料)の表の規定にかかわらず、次表に定める料金を適用します。

区分		単位	料金額
1日における課金単位 パケット数の合計	4,900以下のとき	1の課金単位パケットごとに	0.2円
	4,900を超えるとき	1のモバイルアクセス契約ごとに(日額)	980円

附 則 (平成24年8月7日NSオ第200147号)

この改正規定は、平成24年8月13日から実施します。

附 則 (平成24年9月25日NSオ第200205号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの 従量プランに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの 従量プラン10に係るもの
--	--

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年10月30日NSオ第200250号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年12月19日NSオ第200340号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの .phoneユビキタスコースに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーPに係るもの
--	-----------------------------

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年12月26日NSオ第200349号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成25年1月4日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの タイプ1に係るもの
--	---

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年2月18日NSオ第200412号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーLに係るもの	モバイルアクセスサービス カテゴリーLに係るもの タイプ1に係るもの
-----------------------------	--

附 則（平成25年3月22日VVサ第201053号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年5月20日VVサ第300107号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年6月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年7月24日NSオ第300125号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年9月13日NSク第300146号）

この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

附 則（平成25年11月22日NSク第300210号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則（平成25年12月19日NSオ第300332号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年12月24日から実施します。
ただし、この改正規定中、契約者カードの再発行等に係る手続きに関する料金に関する部分については、平成26年1月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際又は平成26年1月1日において現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱うものとしします。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの 100K定額プラン 従量プラン10 カテゴリーLに係るもの 定額プラン 従量プラン10	モバイルアクセスサービス カテゴリーXに係るもの 200K定額コース 30MBコース 7GBコース 30MBコース
---	--

3 2にかかわらず、当社は、附則（平成24年3月28日NSオ第100415号/平成24年3月28日NS販第100772号）の2及び3の適用を受けているモバイルアクセス契約の取り扱いについては、次のとおりとします。

- (1) 定額利用料の料金額については、なお従前のとおりとします。
- (2) 最低利用期間に係る起算日については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年1月29日NSク第300269号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱うものとします。

モバイルアクセスサービス カテゴリーCに係るもの コース1に係るもの 100K定額プラン 従量プラン10 カテゴリーLに係るもの 定額プラン 従量プラン10	モバイルアクセスサービス カテゴリーXに係るもの 200K定額コース 30MBコース 7GBコース 30MBコース
---	--

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月25日NSク第300337号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年3月28日NSク第300490号）

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則（平成26年5月27日VVサ第400081号）

この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。

附 則（平成26年6月25日VVサ第400162号）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則（平成26年6月26日NSク第400087号）

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

附 則（平成26年9月26日VVサ第400372号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成26年9月30日NSオ第400193号）

この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

附 則（平成26年10月3日VVサ第400384号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年10月6日より実施します。
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

附 則（平成26年11月28日NSオ第400258号）

この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

附 則（平成26年11月28日VVサ第400521号）

この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

附 則（平成27年1月30日VVサ第400653号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。
この場合において、VVサ第400384号（平成26年10月3日）の附則の1の規定をこの改正規定実施の日をもって廃止します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成27年1月30日VVサ第400655号）

この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

附 則（平成27年3月31日VVサ第400869号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日において、改正前の規定のうち次表左欄の事業者に係るものは、それぞれ同表右欄の事業者に係る規定とみなして取り扱います。この場合において、同表に定める事業者の契約約款の名称（この約款に規定するものに限ります。）において変更（その事業者がこの改正規定実施の日において提供しているサービスに相当するサービスを提供することを目的として新たに契約約款を定める場合を含みます。）があったことを当社が知ったときは、当社は、それに応じたこの約款の変更を行うものとしします。

ワイモバイル株式会社	ソフトバンクモバイル株式会社
------------	----------------

附 則（平成27年4月3日NSオ第400449号）

この改正規定は、平成27年4月7日から実施します。

附 則（平成27年5月27日VVサ第500094号）

この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附 則（平成27年6月18日VVサ第500171号）

この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年7月8日VVサ第500232号）

この改正規定は、平成27年7月8日から実施します。

附 則（平成27年8月27日VVサ第00003085号）

この改正規定は、平成27年9月1日から実施します。

附 則（平成27年12月24日NSク第500320号）

この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

附 則（平成27年12月24日NSク第500320号）

この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

附 則（平成28年2月1日VVサ第00013739号）

この改正規定は、平成28年2月4日から実施します。

附 則（平成28年1月28日NSオ第500290号）

この改正規定は、平成28年2月8日から実施します。

附 則（平成28年2月24日NSオ第500326号）

この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。

附 則（平成28年3月16日VVサ第00019821号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年2月1日NSオ第500352号）

この改正規定は、平成28年3月31日から実施します。

附 則（平成28年3月25日VVサ第00022206号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年4月26日NSオ第00033146号）

この改正規定は、平成28年4月28日から実施します。

附 則（平成28年6月27日NSオ第00054952号）

この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

附 則（平成28年10月3日VVサ第00093193号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年10月3日より実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施の際現に、当社の契約約款に基づき締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約に移行したものとします。

モバイルアクセスサービス契約約款
モバイルアクセス契約
カテゴリーWに係るもの

モバイルアクセスサービス契約約款
モバイルアクセス契約
カテゴリーWに係るもの

電話等サービス契約約款
契約者指定番号発信サービス利用契約
単独発信サービスに係るもの

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年10月27日NSオ第00103881号）

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。

ただし、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。）第1（利用料）

1（適用）(2)ウ（ア）の備考4に係る部分については、平成29年2月1日より実施します。

附 則（平成28年12月14日VVサ第00122734号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年12月16日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年12月22日VVサ第00127035号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成28年12月31日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年1月30日VVサ第00139961号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年2月1日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成29年2月10日NSオ第00144954号）

この改正規定は、平成29年2月21日から実施します。

附 則（平成29年2月21日VVサ第00149553号）

この改正規定は、平成29年2月22日から実施します。

附 則（平成29年3月30日VVサ第00174065号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年4月1日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成29年4月7日VVサ第00179071号）

この改正規定は、平成29年4月7日から実施します。

附 則（平成29年4月26日NSク第00186269号）

この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成29年5月26日VVサ第00196368号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年6月1日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成29年6月6日VVサ第00200570号）

この改正規定は、平成29年6月6日から実施します。

附 則（平成29年6月29日NSオ第00210363号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年6月30日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービスであって、種別がカテゴリーC若しくはカテゴリーLに係るもの又は附帯サービス（移動無線装置の提供に係るものに限り。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のおりとしします。

3 前項の場合において、モバイルアクセス契約者は、次に掲げる契約内容の変更の請求等に限り行うことができます。

(1) モバイルアクセス契約者の氏名等の変更

(2) モバイルアクセス契約者の地位の承継又は利用権の譲渡

(3) モバイルアクセスサービスの種別の変更（カテゴリーC又はカテゴリーLからカテゴリーXへの変更に限り。この場合において、当社は変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。）

(4) 付加機能（通信制御機能又はアクセス方式混在機能に係るものに限り。）に係る利用の開始、変更又は廃止

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成29年8月28日VVサ第00230865号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年9月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、主務官庁からのガイドライン等に基づき、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限り。）からの申出により、当社が国際通信（通信のうち本邦と外国との間で行われるもの（契約者指定番号発信機能を利用して行った通信（ボイスモードに係るものに限り。）に係るものに限り。）とします。）を規制しているモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限り。）については、この改正規定実施の日において、付加機能（国際電

話利用休止機能に限ります。)の利用に係るものとみなして取り扱います。

- 3 平成29年9月1日から平成29年11月30日までの間、料金表第1表第1(利用料)1(適用)の(26)(契約者指定番号発信機能に係る短時間通話割引を伴う3番号自動判定通話割引)のアの規定の表1(定額料)について、次のとおり読み替えて適用します。

表1

定額料(月額)
1,000円(1,080円)

附 則(平成29年9月7日NSオ第00235600号)

この改正規定は、平成29年9月11日から実施します。

附 則(平成29年10月24日VVサ第00255297号)

この改正規定は、平成29年10月27日から実施します。

附 則(平成29年10月26日NSオ第00256872号)

この改正規定は、平成29年10月30日から実施します。

附 則(平成29年12月22日NS販第00280264号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年12月27日から実施し、平成29年11月17日に遡って適用します。

(経過措置)

- 2 平成29年11月17日から平成30年1月9日までの間に、株式会社オープン、株式会社ゲオ、株式会社コジマ、株式会社ソフマップ、株式会社ビックカメラ又は株式会社ヨドバシカメラから当社にモバイルアクセス契約(カテゴリーWに係るものに限ります。)の申込みの取次ぎがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年1月9日までに当社がその提供を開始したとき(モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。)は、そのモバイルアクセスサービス(カテゴリーWに係るものに限ります。)の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から6料金月について料金表第1表(料金)第1(利用料)2(料金額)2-1(定額利用料)2-1-6(カテゴリーWに係るもの)に規定する基本額(消費税相当額を加算する前の額とします。)から1のモバイルアクセス契約ごとに600円を減額して適用します。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附 則(平成30年2月2日VVサ第00295309号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年2月5日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーW	モバイルアクセスサービス カテゴリーW(料金表第1表(料金)に規定する付加機能(国際アウトローミング機能に限ります。)の利用に係るものに限ります。)
------------------------	---

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成30年2月15日VV販第00299657号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年2月16日から実施します。

（経過措置）

2 平成30年2月16日から平成30年4月9日までの間に、株式会社オープン、株式会社ゲオ、株式会社コジマ、株式会社ソフマップ、株式会社ビックカメラ又は株式会社ヨドバシカメラから当社にモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。）の申込み取次ぎがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年4月9日までに当社がその提供を開始したとき（モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）は、そのモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から5料金月について料金表第1表（料金）第1（利用料）2（料金額）2-1（定額利用料）2-1-6（カテゴリーWに係るもの）に規定する基本額（消費税相当額を加算する前の額としします。）から1のモバイルアクセス契約ごとに600円を減額して適用します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成30年3月28日VVサ第00325427号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービス（カテゴリーPに係るものに限ります。）に関する料金、付加機能及び附帯サービス（モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等は除きます。）の提供その他取扱いについては、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成30年3月22日VVサ第00319949号）

この改正規定は、平成30年4月2日から実施します。

附 則（平成30年6月1日VV販第00351507号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年6月15日から実施します。

（経過措置）

2 平成30年6月15日から平成30年7月31日までの間に、株式会社オープン、株式会社ゲオ、株式会社コジマ、株式会社ソフマップ、株式会社ビックカメラ又は株式会社ヨドバシカメラから当社にモバイルアクセス契約（カテゴリーWに係るものに限ります。）の申込み取次ぎがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、平成30年7月31日までに当社がその提供を開始したとき（モバイルアクセス契約者の責めによらない理由により提供を開始できなかったときを含みます。）は、そのモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るものに限ります。）の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から6料金月について料金表第1表（料金）第1（利用料）

2 (料金額) 2-1 (定額利用料) 2-1-6 (カテゴリーWに係るもの) に規定する基本額 (消費税相当額を加算する前の額とします。) から1のモバイルアクセス契約ごとに600円を減額して適用します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則 (平成30年9月18日NSオ第00391811号)

この改正規定は、平成30年9月21日から実施します。

附 則 (平成30年9月13日VVサ第00390238号)

この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則 (平成30年9月25日VVサ第00394360号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則 (平成30年10月10日VVサ第00400953号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年10月12日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則 (平成31年1月30日NSオ第00444614号)

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

附 則 (平成31年2月18日NSオ第00452526号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年2月20日から実施します。ただし、この改正規定中、30MBコースに係るデータ通信利用料の料金改定に関する部分については平成31年3月1日以降の利用分から実施とし、平成31年2月20日から平成31年2月28日までの利用分については改定前の料金(1のモバイルアクセス契約ごとに、128バイトごと0.01円(税込0.0108円)のデータ通信利用料をいいます。)とします。

この場合において、当社は、その通信が平成31年3月1日午前0時をまたがるときは、次のとおりデータ通信利用料を適用します。

(1) 卸Xiサービスに係る通信については、その通信の開始時間から1時間毎又はおよそ100メガバイト毎に通信を区切った上で、平成31年3月1日午前0時前までの通信部分については改定前の料金を適用し、平成31年3月1日午前0時以降の通信部分については平成31年3月1日以降の利用分として改定後の料金を適用します。

(2) 卸FOMAサービスに係る通信が平成31年2月28日午前0時以降に開始した場合は、平成31年3月1日以降の利用分として改定後の料金を適用します。

(3) 卸FOMAサービスに係る通信が平成31年2月28日午前0時前に開始した場合は、平成31年2月28日午前4時前までの通信部分については改定前の料金を適用し、平成31年2月28日午前4時以降の通信部分については、平成31年3月1日以降の利用分として改定後の料金を適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

モバイルアクセスサービス カテゴリーX データモード 通信量コース	モバイルアクセスサービス カテゴリーX データモード 標準プラン 通信量コース
モバイルアクセスサービス カテゴリーX データモード スループットコース	モバイルアクセスサービス カテゴリーX データモード 標準プラン スループットコース
モバイルアクセスサービス カテゴリーX データモード 従量コース	モバイルアクセスサービス カテゴリーX データモード 標準プラン 従量コース

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成31年3月25日VVサ第00473860号)

この改正規定は、平成31年4月3日から実施します。

附 則 (平成31年3月29日VVサ第00479717号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成31年4月3日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和元年5月23日NSオ第00498680号)

この改正規定は、令和元年5月24日から実施します。